

第5次青森県循環型社会形成推進計画

【原案】

令和8年3月
青 森 県

目 次

第1章 計画の概要	
第1節 策定の趣旨	1
第2節 計画の性格と位置付け	1
第3節 計画期間	2
第2章 本県が目指す循環型社会のイメージ（基本理念）	
1 「もったいない」の考え方に即したライフスタイル・ビジネススタイルへの転換	3
2 循環経済への移行による持続可能な地域づくり	3
3 環境に配慮した事業活動とリサイクル製品の普及拡大	3
4 自然との共生と適正な物質循環の確保	3
第3章 循環型社会形成に向けた現状と課題	
第1節 一般廃棄物の現状と課題	5
1 排出及び処理の現状	5
2 目標達成状況	9
3 処理の課題	10
第2節 産業廃棄物の現状と課題	11
1 排出及び処理の現状	11
2 不法投棄等の現状と課題	16
3 目標達成状況	16
4 処理の課題	17
第3節 食品ロスの現状と課題	19
1 食品ロスの現状	19
2 課題と基本的な方向	19
第4章 循環型社会形成のための目標	
第1節 一般廃棄物処理の目標	20
1 将来予測	20
2 一般廃棄物処理の目標	21
第2節 産業廃棄物処理の目標	22
1 将来予測	22
2 産業廃棄物処理の目標	24
第3節 関連目標	25
1 食品ロスの削減目標	25
2 プラスチック資源循環の目標	25
3 地域資源循環に関する目標（バイオマスの活用目標）	25
第5章 施策の方向性	
第1節 計画期間中の重点取組	27
1 行政・民間事業者等各主体の連携強化による3R+の推進	27
2 市町村が抱える地域課題の解決	27
3 プラスチック資源循環の推進	28
4 食品ロス削減対策の推進	29
第2節 一般廃棄物の3R+の推進	30
1 県民への普及啓発	30
2 ごみ減量等に取り組む機会づくり	31
3 事業系ごみの発生抑制とリサイクルの推進	31

4 市町村における一般廃棄物処理の計画的な取組の推進	31
第3節 産業廃棄物の3R+の推進	32
第4節 リサイクル関連産業の振興	32
第5節 バイオマスの利用促進	32
第6節 廃棄物の適正処理の推進	33
1 一般廃棄物の適正処理	33
2 産業廃棄物の適正処理	33
3 海岸漂着物対策生抑制とリサイクルの推進	34
第7節 不法投棄等防止対策の推進	34
第8節 災害廃棄物処理対策	35
第9節 環境教育・環境学習の推進	35
第10節 個別のリサイクル法による取組	36
第6章 循環型社会の形成に向けた各主体の役割	37
第7章 ごみ処理の広域化、処理施設の集約化に向けた方針	
第1節 ごみ処理長期広域化・集約化の目的	38
第2節 ごみ処理長期広域化・集約化の方向	38
1 広域ブロックの考え方	38
2 ごみ処理広域化・集約化に向けた各主体の役割.....	39
3 広域ブロックごとのごみ排出量の将来予測.....	39
4 各ブロックにおける施設整備の考え方.....	41
5 各広域ブロックにおけるごみ処理長期広域化・集約化に向けた方針	42
第8章 計画の推進	
第1節 推進体制	45
第2節 進行管理	45

第1章 計画の概要

第1節 策定の趣旨

本県では、天然資源の消費を抑え、環境への負荷の低減が図られるという、本県の地域性を生かした循環型社会の形成を目指し、廃棄物の適正処理と資源の循環利用を一体的に推進するため、平成18年3月に「青森県循環型社会形成推進計画（第1次計画）」を策定して以降、令和3年3月には第4次計画を策定し、様々な取組を行ってきました。

ごみは、私たち県民の誰もが排出者となるものであり、県民一人ひとりが本県のごみの現状を知るとともに、ごみ減量・リサイクルに取り組んでいかなければなりません。しかしながら、本県の1人1日当たりごみ排出量及びリサイクル率は、近年改善傾向にあるものの、依然として全国順位では下位にあります。

国では、令和6年8月に「第5次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、大量生産・大量消費・大量廃棄につながる一方通行型の線形経済社会から、持続可能な形で資源を利用する「循環経済」への移行を掲げ、地方公共団体に対しても、地域における循環型社会を形成していく上での中核的な役割を担うことを期待しているところです。また、2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向け、廃棄物・資源循環の分野においても温室効果ガス排出量の削減等、カーボンニュートラルの達成に貢献する取組が求められています。

今後は、ごみ減量・リサイクルの推進に加えて、より持続可能な形で資源の効率的・循環的な有効利用を進めていかなければなりません。このような状況を踏まえ、引き続き循環型社会の実現に向けた施策を効果的かつ計画的に進めるため、「第5次青森県循環型社会形成推進計画」を策定するものです。

第2節 計画の性格と位置付け

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第5条の5の規定により都道府県に策定が義務付けられている「廃棄物処理計画」（都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画）であるとともに、下記の計画を兼ねています。

- （1）循環型社会形成推進基本法に基づく「循環型社会形成推進計画」（本県の自然的社会的条件に応じた循環型社会の形成に関する施策を示す。）
- （2）食品ロス^{*1}の削減に関する法律（以下「食品ロス削減推進法」という。）第12条第1項の規定に基づく、「食品ロス削減推進計画」（本県における食品ロスの削減に向けた具体的取組を示す。）
- （3）令和6年環境省通知により、2050年度を終期として各都道府県に策定を求められている「ごみ処理長期広域化・集約化計画」（本県における長期的なごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化に係る方針を示す。）

また、本計画は、県行政運営の基本方針である「青森県基本計画」や、環境分野の基本計画である「青森県環境総合プラン」（旧「青森県環境計画」）を上位計画として、これらの計画と整合を図りながら策定するものであり、本県の地域性を生かした目指すべき循環型社会のイメージ及び循環型社会を実現するための目標を定め、県・市町村・事業者・県民等の各主体が果たすべき役割と取組を示しています。

なお、本計画の対象とする廃棄物は廃棄物処理法に定める一般廃棄物（し尿を除く。）と産業廃棄物とします。し尿処理を含む污水处理に係る計画については、令和5年6月策定の「青森県污水处理施設整備構想（第5次構想）」があることから、本計画では取り扱わないこととします。

^{*1} 食品ロス…食べられる状態であるにもかかわらず廃棄される食品。小売店での売れ残り・期限切れ、製造過程で発生する規格外品、飲食店や家庭での食べ残し・食材の余りなどが主な原因となっています。

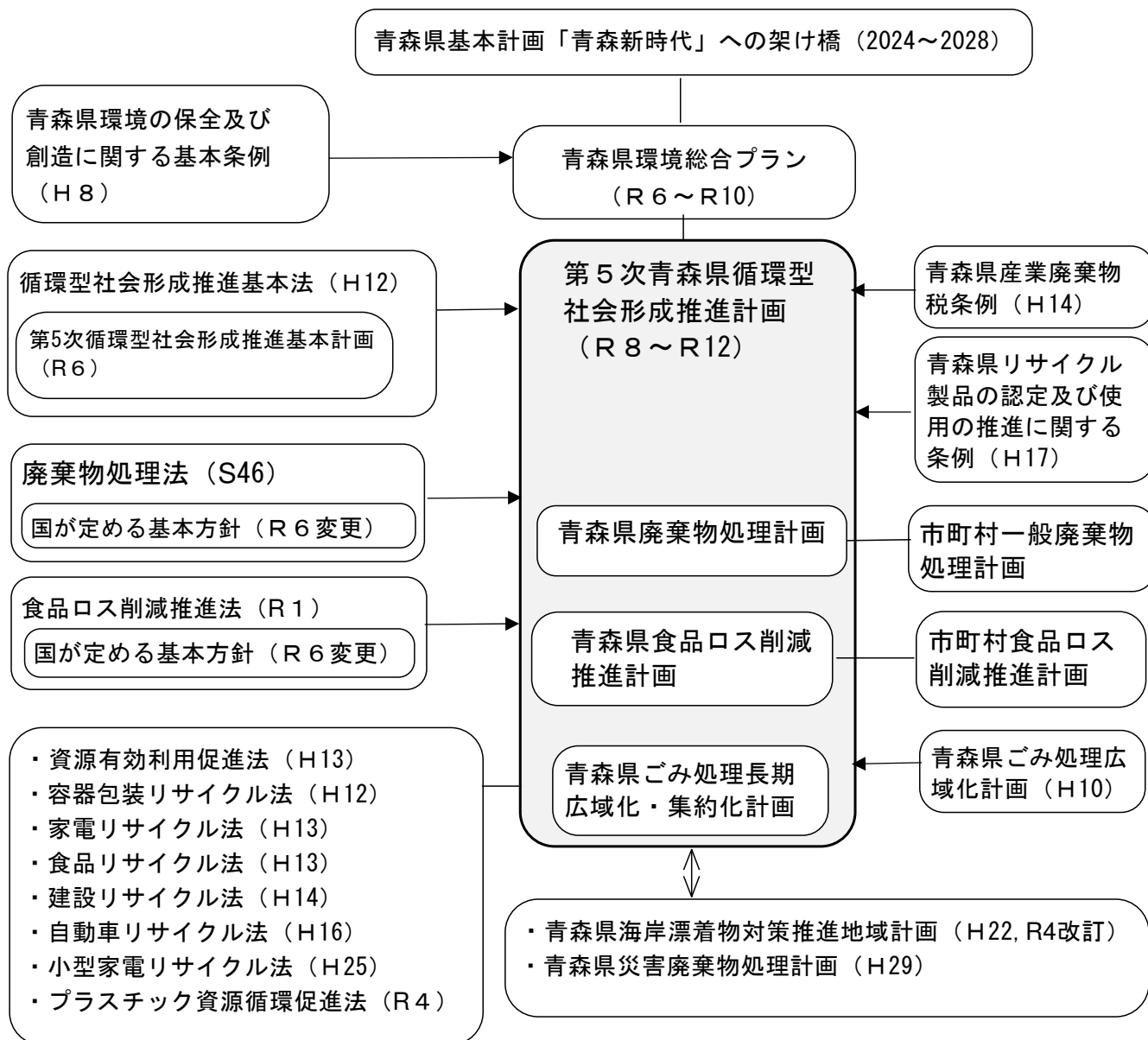
第3節 計画期間

本計画の対象期間は、令和8年度から令和12年度までの5か年とします。

また、国の法制度や施策、社会経済状況等の変化によっては、計画期間内であっても、必要に応じて見直しを行います。

図1－1 関係法令及び関連計画の体系図

(カッコ内は策定・施行年度)



第2章 本県が目指す循環型社会のイメージ（基本理念）

「循環型社会」は、環境への負荷をできる限り少なくするとともに、最終的に自然界へ廃棄されるものを最小限にするシステムを構築することを目指すものであり、本県の行政運営の基本方針である「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋」では、環境分野における目指す姿として「資源を有効活用し、快適な生活環境が守られている循環型社会」を掲げています。

本計画では県民、事業者、各種団体、行政などの各主体が連携しながら取り組むことができるよう、青森新時代に向けて、循環型社会の中長期的な姿を次のようにイメージし、その実現に努めます。

1 「もったいない」の考え方に即したライフスタイル・ビジネススタイルへの転換

循環型社会を構築していくためには、そのもの本来の値打ちを無駄にすることなく生かしていく「もったいない」の考え方に即して、ライフスタイルやビジネススタイルを見直し、転換していくことが必要です。

このような「もったいない」の考え方に即した行動を、県民や事業者に広く浸透させることによって、ごみの減量やリサイクルを促進し、循環型社会の形成につなげます。

2 循環経済への移行による持続可能な地域づくり

循環経済へ移行するためには、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から脱却することが必要です。具体的には、3R+Renewable（バイオマス化・再生材利用等）にリユース・リペアの推進を含めた取組により、資源を効率的・循環的に利用し、ストックの有効活用とサービス化等を通じた価値の最大化を目指すものです。

本県には多種多様な地域資源がある一方で、未利用資源も多く存在します。食品残さやプラスチックごみ、地域特有の廃棄物について、地域循環共生圏^{*2}をはじめとした地域の特性を生かした資源循環システムを構築し、地場産業の振興や雇用創出、循環経済の素地を生成することによって、コミュニティの再生などの地域課題を解決し、持続可能な地域づくりを行います。

3 環境に配慮した事業活動とリサイクル製品の普及拡大

事業者は、拡大生産者責任^{*3}などを踏まえて、企業活動に伴う廃棄物の排出抑制や、長期間の使用が可能な製品、再生可能な製品への代替、再生利用等がしやすい製品の開発など、環境に配慮した事業活動とリサイクル製品の普及拡大を図ることにより、自らの持続的発展に不可欠な社会的責任を果たします。また、農林水産業から副次的に排出される地域資源を活用したリサイクル技術の開発、様々な循環資源を原材料としたリサイクル製品の使用促進を図っていきます。

4 自然との共生と適正な物質循環の確保

国の第5次循環型社会形成推進基本計画では、循環経済への移行とともに、温室効果ガス排出を実質（=net）ゼロにする「ネット・ゼロ」と、生物多様性の損失を止め、反転させる「ネイチャーポジティブ」（自然再興）の実現を目指しています。

本県の豊かで美しい自然環境を次世代に引き継いでいくためには、自然界から取り出す天然資源の使用と自然界への廃棄物の排出を抑制するなど、環境への負荷の低減に配慮するとともに、再生可能資源への代替と、バイオマス系循環資源の積極的な利活用により、自然との共生と適正な物質循環を確保することが必要となります。

こうした環境保全の取組を新たな経済成長の要因としてとらえ、「ネット・ゼロ」や「ネイチャーポジティブ」と両立するとともに、地域経済の活性化や資源の安定供給につながる取組とし

^{*2} 地域循環共生圏…2018年の国の環境基本計画で掲げられた概念で、各地域が、その地域固有の資源を活かしながら、それぞれの地域特性に応じて異なる資源を持続的に循環させる自立・分散型のエリアを形成するという考え方です。

^{*3} 拡大生産者責任…EPR: Extended Producer Responsibility。自ら生産する製品等について、生産者が、資源の投入、物品の生産・使用の段階だけでなく、廃棄物となった後まで当該製品の適正なリサイクルや処分について物理的又は財政的に一定の責任を負うという考え方。具体的には、製品設計の工夫、製品の材質・成分表示、一定製品について廃棄等の後に生産者が引取やリサイクルを実施すること等が含まれます。

て、持続可能な循環型社会の形成を目指していきます。

解 説

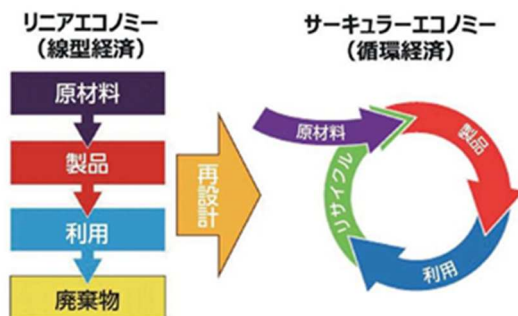
「循環経済」（サーキュラーエコノミー）

大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に利用する経済活動のこと。資源や製品を循環的に利用し、付加価値を創出していくもの。

「3R（スリーアール）」「3R+」

廃棄物等による環境への負荷低減に向けた、リデュース（Reduce：発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生利用）の3つの取組の頭文字をとったものであり、取組を進める際の優先順位としては、負荷低減への寄与が大きい順に、リデュース、リユース、リサイクルの順が基本原則となるものです。さらに、2019年5月に策定された「プラスチック資源循環戦略」では再生不可能な資源への依存度を減らし再生可能資源に置き換えるRenewable（リニューアブル）を含めた3R+Renewableの基本原則が掲げられました。

本県では「青森県基本計画～「青森新時代」への架け橋」において「3R+」（3Rに加え、再生資源資源への代替など、資源循環に向けた取組を拡大すること）の推進を施策に掲げています。



第3章 循環型社会形成に向けた現状と課題

第1節 一般廃棄物の現状と課題

1 排出及び処理の現状

(1) 排出量

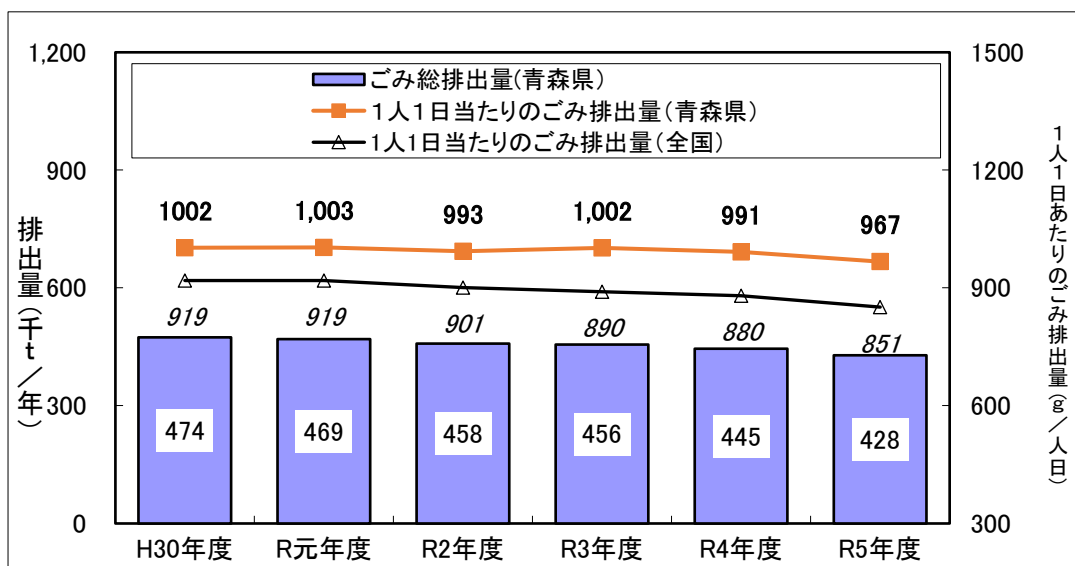
本県におけるごみ（一般廃棄物）総排出量^{*4}は、令和5年度では42万7,952tとなっており、前年度と比較して約3.8%減少しています。（表3-1及び図3-2参照）

また、本県の県民1人1日当たりの排出量は、令和5年度では967gとなっており、近年減少傾向にありますが、全国値の851gよりも116g多く、全国では45位となっています。（資料編P1参照）

表3-1 排出量の推移

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
総人口（人）	1,295,328	1,278,713	1,263,133	1,246,157	1,229,378	1,209,237
計画収集人口（人）	1,295,328	1,278,713	1,263,133	1,246,157	1,229,378	1,209,237
自家処理人口（人）	0	0	0	0	0	0
ごみ総排出量	473,715	469,430	457,849	455,539	444,849	427,952
計画収集量（t/年）	426,861	423,180	409,262	409,477	400,631	388,304
可燃ごみ（t/年）	362,740	360,396	347,156	347,420	338,514	328,193
不燃ごみ（t/年）	20,508	19,870	19,185	18,693	19,268	19,844
資源ごみ（t/年）	37,238	36,436	36,195	36,391	35,785	33,715
その他ごみ（t/年）	80	89	95	85	86	81
粗大ごみ（t/年）	6,295	6,389	6,631	6,888	6,978	6,471
直接搬入量（t/年）	35,738	35,802	39,664	37,518	36,125	32,319
集団回収量（t/年）	11,116	10,448	8,923	8,544	8,093	7,329
1人1日当たりのごみ排出量（g/人日）	1,002	1,003	993	1,002	991	967
内訳						
生活系ごみ（g/人日）	680	682	689	690	678	652
事業系ごみ（g/人日）	322	321	304	312	313	315

図3-1 排出量の推移



*4 ごみ総排出量＝計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量

ごみ総排出量…環境省が毎年度実施している「一般廃棄物処理事業実態調査」に基づいており、計画収集量（市町村が各家庭から収集したごみの量）、直接搬入量（市町村のごみ処理施設に直接持ち込まれたごみの量）、集団回収量（PTA、町内会等の団体が地域ぐるみで回収した資源ごみの量で、市町村が用具の貸出や助成金の交付等により関与(把握)しているもの）の合計です。

(2) 処理の状況

令和5年度の本県におけるごみ総処理量^{*5}は、42万2,907tとなっています。

市町村では、総処理量の82.6%に当たる34万9,487tを直接焼却処理、11.7%に当たる4万9,645tを破碎・選別等により中間処理し、その結果、76.7%に当たる32万4,380tが減量化されているほか、9,484tが再生業者等への引渡しにより直接資源化されています。また、3.4%に当たる1万4,291tが直接、最終処分されています。

なお、減量処理率、直接埋立率は、平成30年度以降横ばい傾向で推移しています。（表3－2及び図3－2参照）

表3－2 処理量の推移

	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
ごみ総処理量 (t/年)	461,967	459,721	449,575	447,937	437,144	422,907
直接焼却量 (t/年)	381,455	382,064	369,564	370,158	357,632	349,487
焼却以外の中間処理量 (t/年)	53,903	54,228	54,441	53,341	52,575	49,645
粗大ごみ処理施設 (t/年)	16,990	18,178	17,977	17,524	17,000	15,982
資源化等を行う施設 (t/年)	36,444	35,436	35,783	35,008	34,866	33,014
ごみ堆肥化施設 (t/年)	395	431	585	690	534	529
ごみ燃料化施設 (t/年)	35	36	37	36	31	31
その他の施設 (t/年)	39	147	59	83	144	89
直接資源化量 (t/年)	10,006	9,977	9,681	10,001	9,741	9,484
直接最終処分量 (t/年)	16,603	13,452	15,889	14,437	17,196	14,291
減量処理率 (%)	96.4	97.1	96.5	96.8	96.1	96.6
直接焼却率 (%)	82.6	83.1	82.2	82.6	81.8	82.6
直接埋立率 (%)	3.6	2.9	3.5	3.2	3.9	3.4

※ 減量処理率 (%) = (直接焼却量 + 焼却以外の中間処理量 + 直接資源化量) ÷ ごみ総処理量

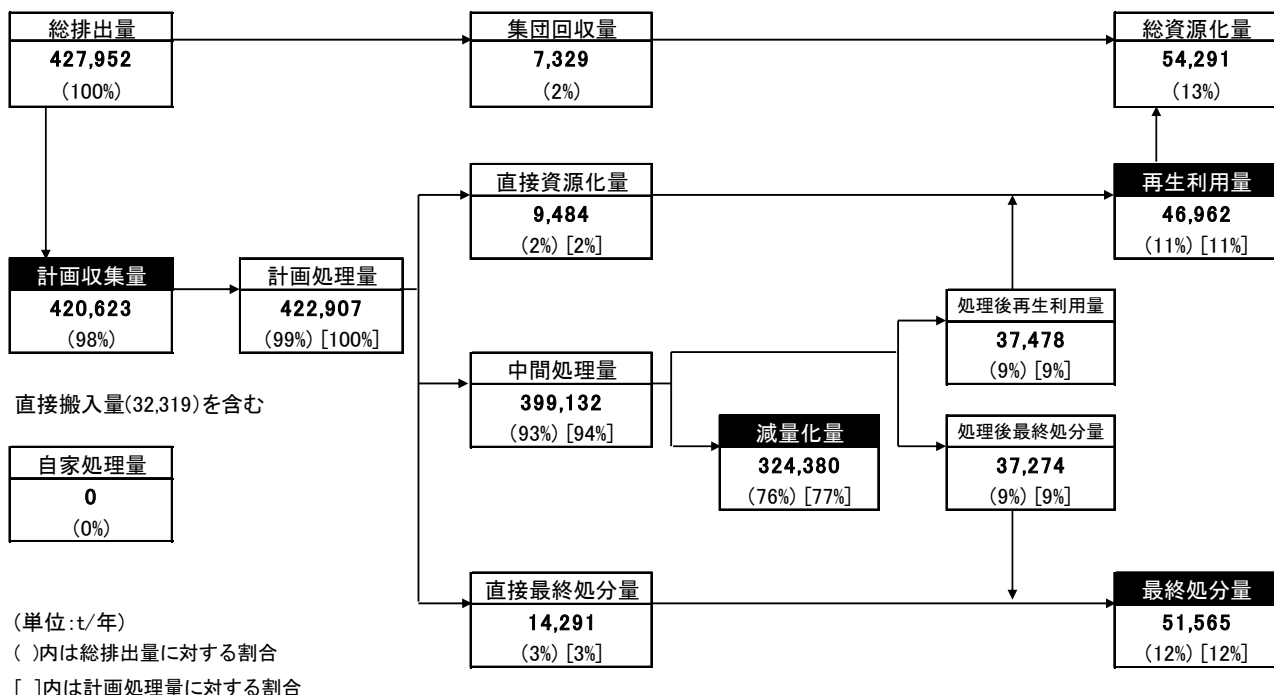
※ 直接焼却率 (%) = 直接焼却量 ÷ ごみ総処理量

※ 直接埋立率 (%) = 直接最終処分量 ÷ ごみ総処理量

*5 ごみ総処理量 = 中間処理量 + 直接最終処分量 + 直接資源化量

ごみ総処理量…環境省が毎年度実施している「一般廃棄物処理事業実態調査」に基づいており、中間処理量（直接焼却量 + 焼却以外の中間処理量）、直接最終処分量（中間処理されることなく直接最終処分されたごみの量）、直接資源化量（中間処理されることなく直接資源化されたごみの量）の合計です。

図 3-2 処理フロー（令和 5 年度）



(3) 資源化量

本県における直接資源化量と集団回収量、中間処理後の再生利用量（焼却灰の再資源化等）を合わせたごみの総資源化量は、令和 5 年度では 5 万 4,291 t となっており、前年度と比較して約 12.6% 減少しています。（表 3-3 及び図 3-3 参照）

リサイクル率を全国値と比較すると、本県の 12.6% は全国値の 19.5% よりも 6.9 ポイント低く、全国 45 位という状況にあります。（資料編 P 1 参照）

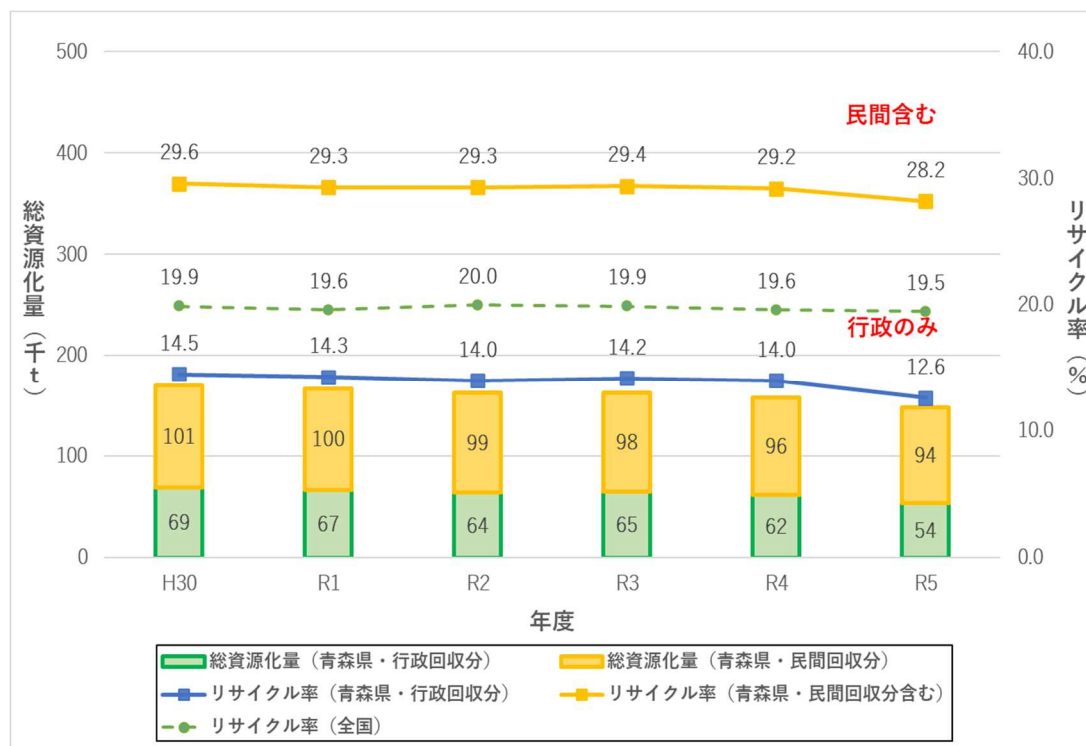
なお、県では、環境省の一般廃棄物処理事業実態調査の対象外となっている、資源回収事業者やスーパー等の店頭回収などの民間による資源回収量（民間回収量）を把握するため、平成 29 年度から資源回収業者を対象にアンケート調査を実施しています。その結果によると令和 5 年度の民間回収量は 9 万 3,529 t で、行政関与分と民間回収分の回収量を合わせた、県全体としてのリサイクル率は 28.2% となります。

表 3-3 資源化量の推移

	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
総資源化量 (t/年)	68,581	67,165	64,291	64,959	62,138	54,291
市町村等による資源化量 (t/年)	57,465	56,717	55,368	56,415	54,045	46,962
中間処理後再生利用量 (t/年)	47,459	46,740	45,687	46,414	44,304	37,478
直接資源化量 (t/年)	10,006	9,977	9,681	10,001	9,741	9,484
集団回収量 (t/年)	11,116	10,448	8,923	8,544	8,093	7,329
総資源化量(品目別) (t/年)	68,581	67,165	64,291	64,959	62,138	54,291
紙類 (t/年)	25,186	25,213	23,249	23,266	22,528	20,987
金属類 (t/年)	11,291	11,528	11,642	10,796	10,076	9,284
ガラス類 (t/年)	9,197	8,616	8,228	7,882	7,692	7,417
ペットボトル (t/年)	3,058	3,119	3,166	3,317	3,382	3,385
プラスチック類 (t/年)	2,788	2,856	3,037	3,037	3,059	2,970
布類 (t/年)	123	130	63	73	149	114
その他 (t/年)	16,938	15,703	14,906	16,587	15,252	10,134

ごみ総処理量(t/年)	461,967	459,721	449,575	447,937	437,144	422,907
リサイクル率 (%)	14.5	14.3	14.0	14.2	14.0	12.6
民間事業者による資源化量 (t/年)	101,304	100,909	98,961	98,035	96,027	93,521
県全体の資源化量 (t/年)	169,885	167,196	163,252	162,994	158,165	147,812
県全体のリサイクル率 (%)	29.6%	29.4%	29.3%	29.4%	29.2%	28.2%

図 3-2 資源化量の推移



(4) 最終処分量

本県における直接最終処分量と中間処理後の処理残さ量を合わせたごみの総最終処分量は、令和5年度では5万1,565tとなっており、前年度と比較して約4.3%減少しています。(表3-4及び図3-4参照)

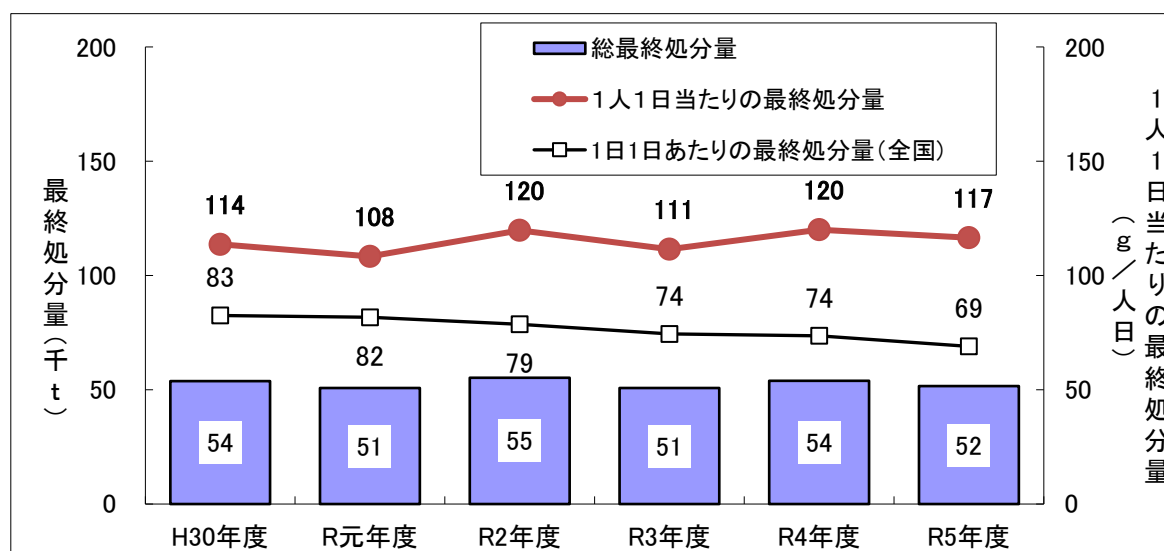
また、本県の県民1人1日当たりの最終処分量はほぼ横ばいで推移しており、令和5年度では117gとなっていますが、全国値の69gよりも48g多く、全国45位の状況にあります。

表 3-4 最終処分量の推移

	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
総最終処分量 (t/年)	53,721	50,706	55,207	50,709	53,858	51,565
直接最終処分量 (t/年)	16,603	13,452	15,889	14,437	17,196	14,291
焼却残渣量 (t/年)	30,932	30,888	32,507	29,817	30,581	31,436
焼却以外の中間処理施設からの残渣量 (t/年)	6,186	6,366	6,811	6,455	6,081	5,838
総人口 (人)	1,295,328	1,278,713	1,263,133	1,246,157	1,229,378	1,209,237
1人1日当たりの最終処分量 (g/人日)	114	108	120	111	120	117

※ 最終処分量には、側溝清掃時発生汚泥の埋立量は含まない。

図 3－4 最終処分量の推移



2 目標達成状況

「第4次青森県循環型社会形成推進計画」（令和3年3月策定。以下「第4次計画」という。）では、排出量、リサイクル率、最終処分量について、令和7年度の目標値を設定しています。（表3－5参照）

表 3－5 第4次計画における令和7年度の一般廃棄物処理の目標

- ① 1人1日当たりの排出量を生活系ごみ640g、事業系ごみ300g、計940gとする。
- ② 行政回収量におけるリサイクル率を17.0%、民間回収量をあわせたりサイクル率を34.0%とする。
- ③ 1人1日当たりの最終処分量を85gとする。

◎令和7年度の目標値と令和5年度の実績値との比較（表3－6参照）

① 排出量

1人1日当たりのごみ排出量は、令和7年度の目標値 940g に対し、令和5年度の実績は 967g と、目標を 27g 上回っていますが、目標達成に近づきつつある状況です。

② リサイクル率

行政回収に係るリサイクル率は、令和7年度の目標値 17.0% に対し、令和5年度の実績は 12.6% となっており、目標を 4.4 ポイント下回っています。民間回収量を含めると令和5年度の実績は 28.2% となり、目標を 5.8 ポイント下回っています。リサイクル率は減少傾向にあり、目標達成は困難な状況です。

③ 最終処分量

1人1日当たりの最終処分量は、令和7年度の目標値 85g に対して、令和5年度の実績は 117g と、目標を 32g 上回っています。1人1日当たりの最終処分量は横ばいの傾向にあり、目標達成は困難な状況です。

表 3－6 目標値と実績値の比較

		現状値				目標値	
		H30年度	R5年度	削減率	目標率との差	R7年度	改善率
1人1日当たりの排出量	(g/人日)	1,002	967	3.5%	27	940	6.2%
生活系ごみ	(g/人日)	680	652	4.1%	12	640	5.9%
事業系ごみ	(g/人日)	322	315	2.2%	15	300	6.8%
ごみ総排出量	(t/年)	473,715	427,952	9.7%	30,952	397,000	16.2%
リサイクル率(全体)	(%)	29.6	28.2	▲ 1.4	▲ 5.8	34.0	4.4p
1人1日当たりの資源化量	(g/人日)	359	334	0.4	▲ 67	401	11.7%
資源化量	(t/年)	169,885	147,812	▲ 0.1	▲ 22,188	170,000	0.1%
リサイクル率(行政回収のみ)	(%)	14.5	12.6	▲ 1.9p	▲ 4.4	17	2.5p
1人1日当たり資源化量	(g/人日)	145	123	▲ 14.0%	▲ 37	160	9.4%
資源化量	(t/年)	68,581	54,291	▲ 20.8%	▲ 13,709	68,000	▲ 0.8%
1人1日当たりの最終処分量	(g/人日)	114	117	▲ 2.2%	32	85	25.4%
最終処分量	(t/年)	53,721	51,565	4.0%	15,565	36,000	33.0%

3 処理の課題

(1) 排出量

平成 20 年度から展開した「もったいない・あおもり県民運動」や、ごみ減量・リサイクルに関する取組により、県民や事業者による 3 R 行動の実践が広がった結果、本県の 1 人 1 日当たりごみ排出量は直近のピークである平成 25 年度 (1,069g) と比較して、全体で 102g (生活系ごみ 75g、事業系ごみ 27g) 減少するなど、改善傾向にあるものの、依然として全国下位の状況が続いています。

生活系ごみについては、各市町村の施策効果や、近年の物価高騰による消費の減退や人口減少等により、人口が集中する都市部において近年排出量の減少が進んだことが、県全体の排出量減少につながっています。しかし、市町村ごとに見ればまだ状況に差があることから、削減の進んでいない市町村においては、ごみ減量に向けた施策の強化や新規施策の導入を進める必要があります。

事業系ごみについては、本県のごみ排出量が全国値に比べて大きい本県特有の要因として、ホタテガイ養殖残さをはじめ、農林水産物由来の事業系ごみが恒常的に多く発生していることなどが挙げられるので、その対策が求められます。

(2) リサイクル率

これまで行政回収におけるリサイクル率は、民間回収の進展などにより、横ばい又は緩やかな減少傾向にあり、全国的にも同様の傾向を示しています。令和 6 年度以降は一部地域における溶融スラグ化廃止などの影響で、リサイクル率がさらに下がることが予想されます。

民間回収による資源化量の減少は、行政回収に対して緩やかになっていますが、民間回収を含むリサイクル率も減少傾向にあることから、可燃ごみ中に含まれる資源化可能な紙類やプラスチック類の分別徹底と回収強化に向けて住民の意識を高めることや、現在資源化が進んでいない、容器包装プラスチック以外のプラスチック製品等の資源化に向けた検討が必要です。

(3) 最終処分量

1 人 1 日当たりのごみの最終処分量は増減はあるものの、全体としては横ばい傾向にありましたが、今後は上記ガス化溶融処理の廃止などがあり、増加が見込まれます。

第2節 産業廃棄物の現状と課題

1 排出及び処理の現状

(1) 発生・排出の総量

① 総発生量

本県における令和5年度の産業廃棄物の総発生量は529万tで、前回調査時（平成30年度、以下この節において同じ。）の総発生量706万4千tと比較して177万4千t減少しています。

種類別に見ると、動物のふん尿（畜産農業に係るものに限る。以下、この節において同じ。）が213万1千t（発生量全体の40.3%）で最も多く、次いで汚泥、がれき類、鉱さいの順になっています。（図3-5（1）参照）

また、業種別に見ると農業・林業が213万8千t（発生量全体の40.4%）で最も多く、次いで、製造業、建設業、電気・水道業の順となっています。（図3-5（2）参照）

図3-5（1） 種類別の総発生量

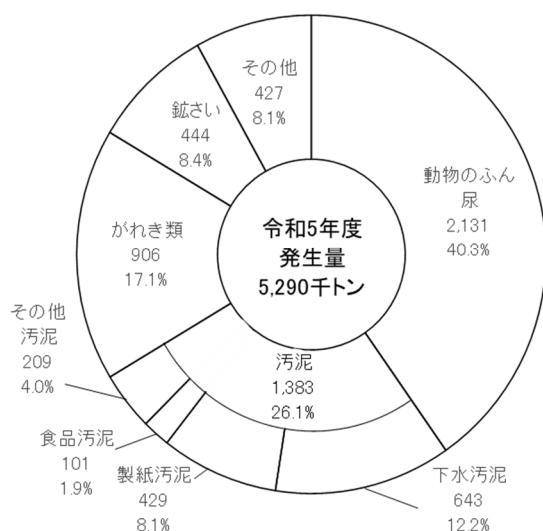
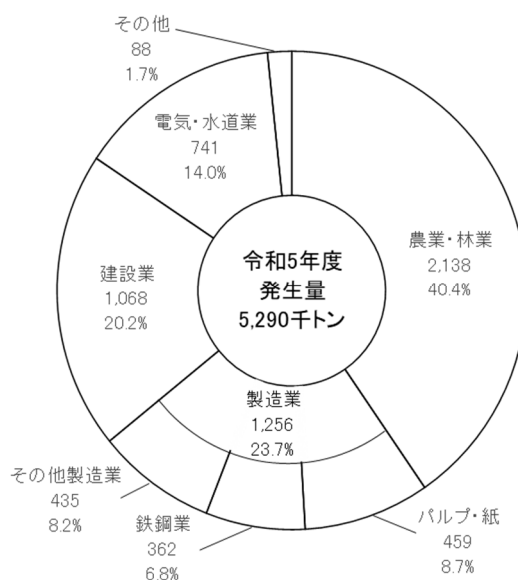


図3-5（2） 業種別の総発生量



※ 千t未満の端数を四捨五入しているため、全体の数値と内訳の合計は一致しない。

※ 動物のふん尿は、家畜の飼養頭羽数を基にして推計した数量。

汚泥の発生量は、事業所内で脱水、乾燥等の中間処理を行う前の数量。

② 総排出量

本県における産業廃棄物の総発生量から、主に製造業（鉄鋼業）から発生する鉱さい等の有償物^{*6}の発生量48万4千tを除いた、産業廃棄物の総排出量は令和5年度で480万6千tとなっており、前回調査時の総排出量546万4千tと比較して65万8千t増加しています。

種類別に見ると、動物のふん尿が213万1千t（排出量全体の44.3%）で最も多く、次いで汚泥、がれき類の順になっています。（図3-6（1）参照）

また、業種別に見ると、農業・林業が213万8千t（排出量全体の44.5%）で最も多く、次いで、建設業、製造業、電気・水道業の順になっています。（図3-6（2）参照）

*6 有償物…事業場内等で発生した副産物で他者へ有償で売却されたものをいいます。

図 3 - 6 (1) 種類別の総排出量

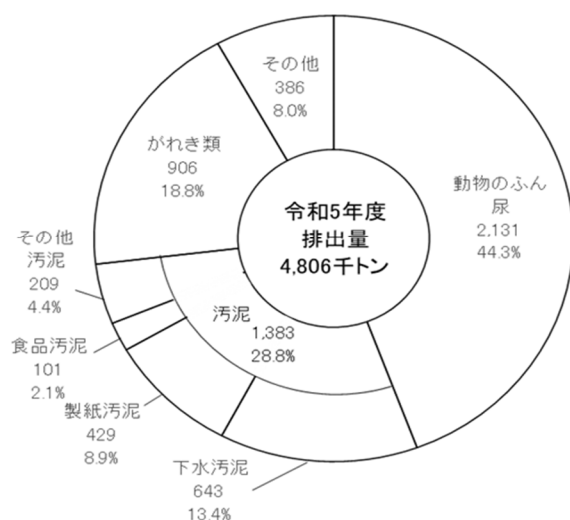
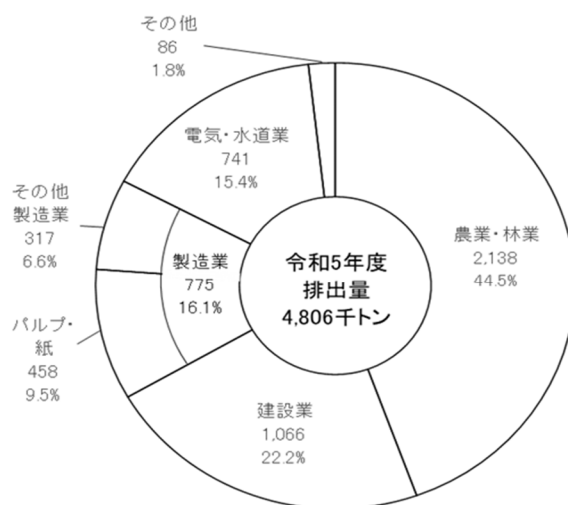
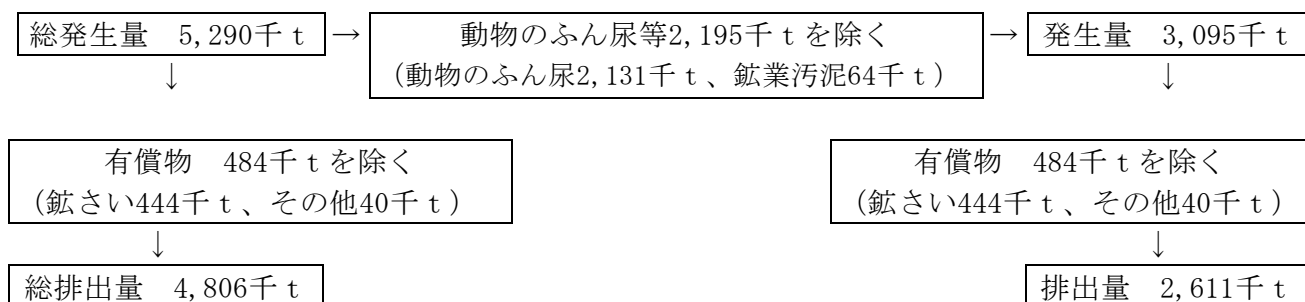


図 3 - 6 (2) 業種別の総排出量



※ 千 t 未満の端数を四捨五入しているため、全体の数値と内訳の合計は一致しない。

【発生量及び排出量のとりまとめの考え方】



総発生量 529 万 t のうち、農業から発生する動物のふん尿は発生量が多いものの、大部分が排出事業者により堆肥化や浄化処理されています。また、鉱業から発生する砂利洗浄汚泥も、大部分が排出事業者が脱水後に自己処理しています。

このため、これらの廃棄物は中間処理、再生利用、最終処分といった処理体系に区分することがなじまず、これらを他業種の産業廃棄物とともに取りまとめた場合、全体の処理傾向が読みとりにくくなることから、本計画では動物のふん尿及び鉱業汚泥を含める場合には「総発生量」「総排出量」とし、これらを除いた場合には、「発生量」「排出量」という表現を用いています。

(2) 処理の状況

令和 5 年度の本県における動物のふん尿及び鉱業汚泥を除く産業廃棄物の発生量は 309 万 5 千 t で、有償物量は 48 万 4 千 t、発生量から有償物量を除いた排出量は 261 万 1 千 t となっています。

排出量の 99.2% に当たる 258 万 9 千 t が、排出事業者又は産業廃棄物処理業者によって焼却や破碎等で中間処理され、その結果、排出量の 48.3% に当たる 126 万 1 千 t が減量されています。また、再生利用量*7は 127 万 5 千 t (排出量の 48.8%)、最終処分量は 7 万 6 千 t (同 2.9

*7 再生利用量…排出量 (P13 参照) のうち、直接若しくは中間処理を行った後に再生利用されるものの量です。再生利用率は、排出量のうち、再生利用量の割合です。資源化量は、再生利用量に有償物量 (P13 参照) を加えたもので、発生した廃棄物のうち、資

%) となっています。

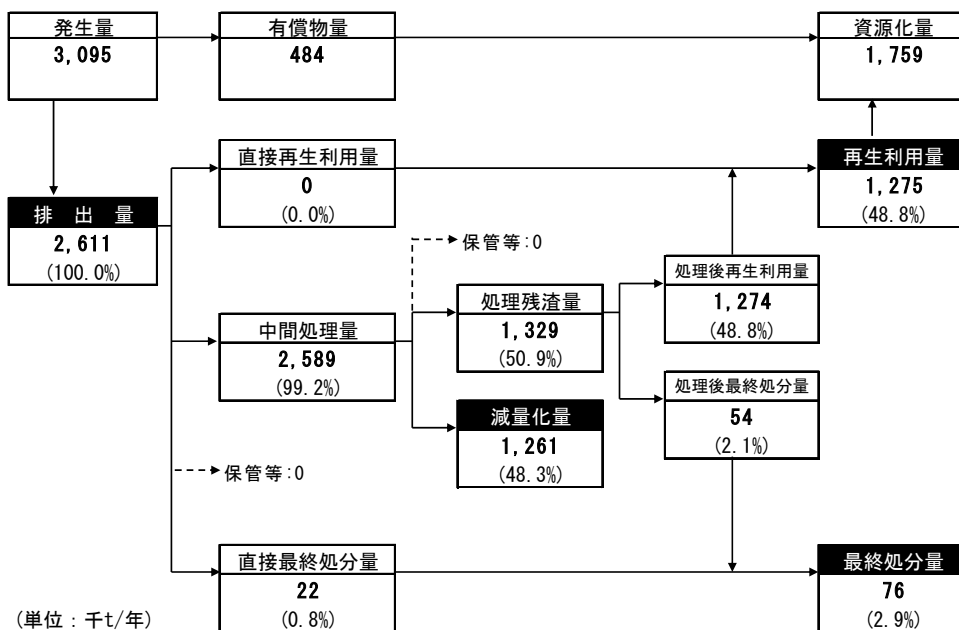
前回調査時と比較すると、排出量、減量化量、再生利用量は減少し、最終処分量は増加しています。また、減量化率が 49.7%から 48.3%に低下したほか、最終処分率も 2.2%から 2.9%へと若干増加しましたが、再生利用率は 48.1%から 48.8%となり、若干改善傾向にあります。

(図 3－7 及び表 3－7 参照)

また、全国値と比較すると、再生利用率は 5.4 ポイント下回っているものの、減量化率は 4.9 ポイント高く、最終処分率は 0.5 ポイント高くなっています。

なお、全国値には動物のふん尿と鉱業汚泥の数量も含まれますが、本県と全国値を同じ条件で比較した場合、本県の再生利用率は全国値を 7.0 ポイント上回り、減量化率は 6.1 ポイント、最終処分率は 0.8 ポイントそれぞれ全国値より低くなります。(表 3－7 参照)

図 3－7 処理フロー



※ 発生量、排出量、再生利用量、減量化量、最終処分量等発生量、排出量、再生利用量の詳細については表 3－8、図 3－8 参照

表 3－7 産業廃棄物処理量の本県と全国値の比較

(単位：千 t / 年)

	排出量	再生利用量		減量化量		最終処分量	
			再生利用率		減量化率		最終処分率
青森県	2,611	1,275	(48.8%)	1,261	(48.3%)	76	(2.9%)
全国	374,069	202,685	(54.2%)	162,363	(43.4%)	9,021	(2.4%)
青森県(参考)	4,806	2,939	(61.2%)	1,791	(37.3%)	76	(1.6%)

※ 全国値は令和 4 年度値である。

※ 各項目の数値は四捨五入しているため、合計が排出量と一致しない。

※ 青森県(参考)は全国値の算出と同条件(動物のふん尿と鉱業汚泥を含める。)とした場合の値。ただし、動物のふん尿のうち焼却処分されたものの残さは、最終処分されるものと仮定して算出している。

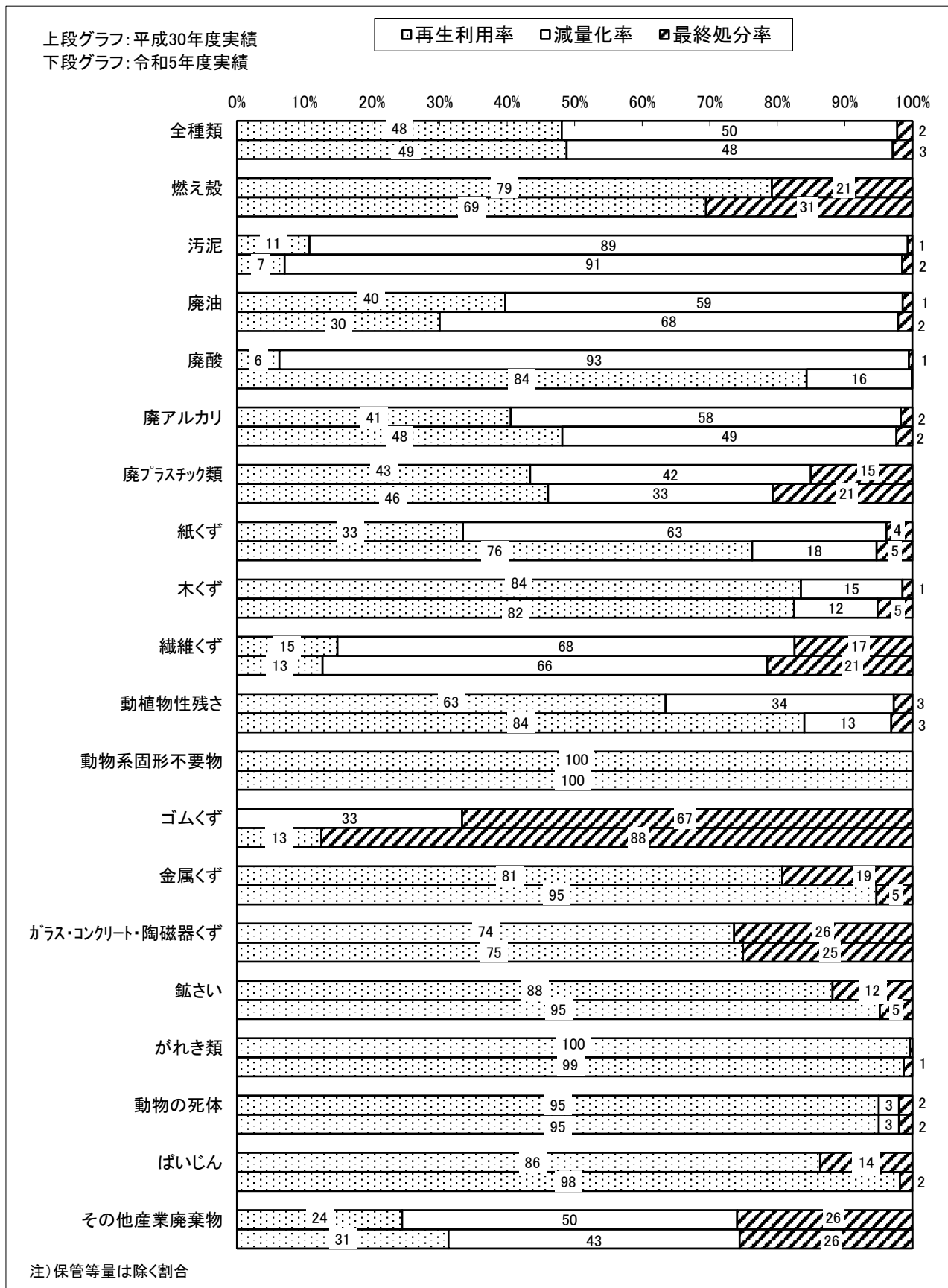
表 3－8 種類別の発生量、排出量、再生利用量、減量化量、最終処分量等

(単位：千 t / 年)

種類：無変換	発生量		排出量		再生利用量		減量化量		最終処分量		保管等量	
	平成30 年度	令和5 年度	平成30 年度	令和5 年度	平成30 年度	令和5 年度	平成30 年度	令和5 年度	平成30 年度	令和5 年度	平成30 年度	令和5 年度
合計	4,762	3,095	3,162	2,611	1,520	1,275	1,570	1,261	71	76	1	
燃え殻	7 (0.1%)	12 (0.4%)	7 (0.2%)	12 (0.5%)	5 (0.3%)	9 (0.7%)			1 (1.9%)	4 (4.9%)		
污泥	1,699 (35.7%)	1,319 (42.6%)	1,699 (53.7%)	1,319 (50.5%)	182 (12.0%)	93 (7.3%)	1,504 (95.8%)	1,206 (95.7%)	12 (16.5%)	20 (26.1%)	1 (97.8%)	
廃油	12 (0.3%)	11 (0.4%)	9 (0.3%)	11 (0.4%)	4 (0.2%)	3 (0.3%)	6 (0.4%)	7 (0.6%)	0 (0.2%)	0 (0.3%)		
廃酸	4 (0.1%)	7 (0.2%)	4 (0.1%)	7 (0.3%)	0 (0.0%)	6 (0.5%)	4 (0.2%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)		
廃アルカリ	10 (0.2%)	12 (0.4%)	10 (0.3%)	10 (0.4%)	4 (0.3%)	5 (0.4%)	6 (0.4%)	5 (0.4%)	0 (0.2%)	0 (0.3%)	0 (0.4%)	
廃プラスチック類	38 (0.8%)	40 (1.3%)	37 (1.2%)	40 (1.5%)	16 (1.1%)	18 (1.4%)	15 (1.0%)	13 (1.0%)	6 (7.8%)	8 (10.8%)	0 (0.4%)	
紙くず	7 (0.1%)	6 (0.2%)	3 (0.1%)	5 (0.2%)	1 (0.1%)	4 (0.3%)	2 (0.1%)	1 (0.1%)	0 (0.2%)	0 (0.4%)		
木くず	110 (2.3%)	122 (3.9%)	73 (2.3%)	80 (3.1%)	61 (4.0%)	66 (5.2%)	11 (0.7%)	10 (0.8%)	1 (1.5%)	4 (5.4%)	0 (0.3%)	
繊維くず	1 (0.0%)	1 (0.0%)	1 (0.0%)	1 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.0%)	1 (0.0%)	0 (0.3%)	0 (0.3%)		
動植物性残さ	52 (1.1%)	53 (1.7%)	39 (1.2%)	43 (1.7%)	25 (1.6%)	36 (2.9%)	13 (0.8%)	6 (0.4%)	1 (1.5%)	1 (1.8%)		
動物系固形不要物	2 (0.0%)	3 (0.1%)	2 (0.1%)	3 (0.1%)	2 (0.1%)	3 (0.3%)						
ゴムくず	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)		0 (0.0%)	0 (0.0%)		0 (0.0%)	0 (0.0%)		
金属くず	32 (0.7%)	29 (0.9%)	16 (0.5%)	20 (0.8%)	13 (0.8%)	19 (1.5%)			3 (4.3%)	1 (1.4%)		
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	110 (2.3%)	69 (2.2%)	109 (3.5%)	69 (2.6%)	80 (5.3%)	52 (4.0%)			29 (40.6%)	17 (22.7%)	0 (0.9%)	
鋳さい	1,567 (32.9%)	444 (14.3%)	41 (1.3%)	25 (0.9%)	36 (2.4%)	23 (1.8%)			5 (6.8%)	1 (1.6%)		
がれき類	1,058 (22.2%)	906 (29.3%)	1,058 (33.5%)	906 (34.7%)	1,054 (69.3%)	894 (70.2%)	0 (0.0%)		4 (5.5%)	11 (15.1%)		
動物の死体	5 (0.1%)	5 (0.1%)	5 (0.1%)	5 (0.2%)	4 (0.3%)	4 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.1%)	0 (0.1%)		
ばいじん	34 (0.7%)	31 (1.0%)	34 (1.1%)	31 (1.2%)	29 (1.9%)	31 (2.4%)			5 (6.5%)	1 (0.7%)		
その他産業廃棄物	16 (0.3%)	24 (0.8%)	16 (0.5%)	24 (0.9%)	4 (0.3%)	8 (0.6%)	8 (0.5%)	10 (0.8%)	4 (6.0%)	6 (8.1%)	0 (0.1%)	

※ () 内は合計に対する割合 千 t 以下の数字は省略しているが、割合は千 t 以下を含めて計算しているため、小数点以下が一致しない場合がある。

図 3－8 排出量に対する再生利用量、減量化量、最終処分量の構成比



2 不法投棄等の現状と課題

本県における令和6年度の産業廃棄物の不法投棄等の発見件数（10 t 以上）は8件（図3－9（1）参照）、投棄量は約750 t となっています。

不法投棄等の実行者の内訳は、排出事業者によるものが4件、不明のものが4件となっています。廃棄物の内訳は、廃プラスチック類が全体量の約71%を占め、次いでがれき類（同約21%）となっています。

また、10 t 未満のものも含む令和6年度の総発見件数は44件、うち解決件数（発見された事案で解決された件数）は23件となっています。（図3－9（2）参照）

近年、不法投棄等は減少傾向にあるものの、まだ依然として発見されている状況にあることから、不法投棄等の未然防止と早期解決を図るためには、排出事業者や処理業者に対する意識啓発のほか、原因者や排出事業者に対する撤去等の責任追及の徹底などが必要です。

図3－9（1）

10 t 以上の不法投棄等の総発見件数

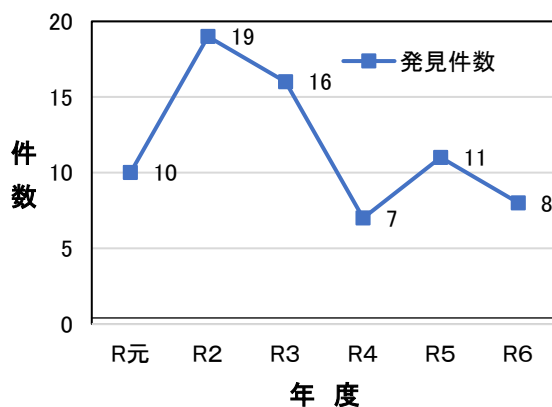
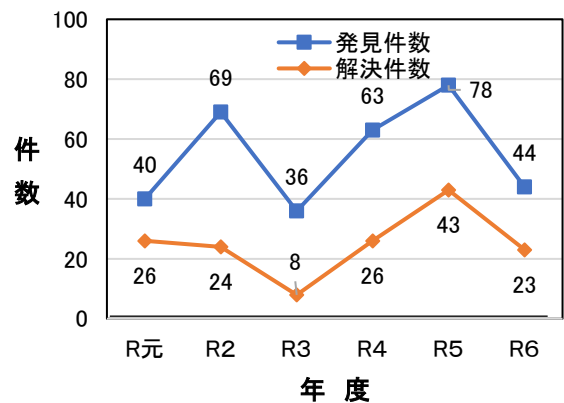


図3－9（2）

不法投棄等の総発見件数等



3 目標達成状況

第4次計画では、排出量、再生利用、最終処分量について、令和7年度の目標値を設定しています。（表3－9参照）

表3－9 第4次計画における産業廃棄物処理の目標

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 排出量を平成30年度（316万2千 t）より約0.4%増の317万4千 t とする。② 再生利用量を平成30年度（152万 t）より約0.3%増の152万4千 t とする。③ 最終処分量を平成30年度（7万1千 t）より約1.4%減の7万 t とする。 |
|--|

◎令和7年度の目標値と令和5年度の実績値との比較（表3－10参照）

① 排出量

令和7年度の317万4千 t 以内への抑制という目標に対し、令和5年度の実績は261万1千 t と、目標を56万3千 t 下回っており、現状では目標を達成しています。

② 再生利用量

令和7年度の152万4千 t という目標に対し、令和5年度の実績は127万5千 t と、現状では目標を達成していません。

③ 最終処分量

令和7年度の7万 t とするという目標に対し、令和5年度の実績は7万6千 t と、目標を5千 t 上回っており、現状では目標を達成していません。

表 3-10 目標値と実績値との比較

(単位：千 t / 年)

	実績				計画目標
	平成 25 年度	平成 30 年度	令和 5 年度	目標値との差	令和 7 年度
①発生量	4,794	4,762	3,095	-	-
②有償物量	1,845	1,600	484	-	-
③排出量	2,949	3,162	2,611	▲ 563	3,174
④再生利用量	1,401	1,520	1,275	▲ 249	1,524
対排出量比	47.5%	48.1%	48.8%	0.7P	48.1%
⑤減量化量	1,486	1,570	1,261	-	-
対排出量比	50.4%	49.7%	48.3%	-	-
対発生量比	31.0%	33.0%	40.7%	-	-
⑥最終処分量	61	71	76	6	70
対排出量比	2.1%	2.2%	2.9%	▲0.7P	2.2%
対発生量比	1.3%	1.5%	2.5%	-	-
⑦資源化量 (②+④)	3,246	3,120	1,759	-	-
対発生量比	67.7%	65.5%	56.8%	-	-

4 処理の課題

(1) 排出事業者の処理責任等の徹底

県では、青森市及び八戸市と連携して、排出事業者を対象に、廃棄物処理法に関する説明会の開催や産業廃棄物の適正処理等についてまとめたガイドブックの作成及び配布により、排出事業者の処理責任の徹底や産業廃棄物の処理基準等について周知を図っていますが、依然として、排出事業者の認識不足が要因となっている産業廃棄物の不適正処理事例が見受けられる状況です。

このため、引き続き、排出事業者においては、排出者責任^{*8}の原則に従い、産業廃棄物の発生から最終処分までの管理を徹底し、適正に処理することが必要となります。

また、産業廃棄物の不法投棄等の多くが建設系廃棄物となっていることから、建設系廃棄物の発生から処理までの各段階における事業者、処理業者、関係団体、行政及び県民の各主体が、自らの役割を認識し、適正処理に向け意識的に取り組んでいくことが重要です。

(2) 適正処理及び減量化の推進

本県における産業廃棄物の排出量は、新型コロナウイルス感染症の流行等の影響により前回調査時から減少しており、それに伴い再生利用量、減量化量が減少していますが、最終処分量については増加しています。

産業廃棄物の適正処理を確保し、その減量化を推進するためには、今後も事業者において排出抑制及び適正な循環的利用に向けた取組を最大限に行った上で、中間処理による減量や最終処分といった処理を適正に行うとともに、県においてもリサイクルルート等についての情報提供などに努める必要があります。

(3) 安全性、信頼性の確保と不法投棄等防止対策

近年、大気汚染や水質汚濁などのいわゆる産業型公害は大幅に減少していますが、廃棄物については、依然として不法投棄等の発生が後を絶たない状況となっています。

悪質な不法投棄等への対処や、産業廃棄物の適正処理の確保を図るため、国では廃棄物処理法の改正を重ねてきており、県においても、排出事業者や処理業者等に対して、法令等で定める委託基準や処理基準、マニフェストによる産業廃棄物の適正な管理のほか、施設の維

^{*8} 排出者責任…廃棄物等を排出する者が、その適正なリサイクルや処理に関する責任を負うべきであるとの考え方。廃棄物処理に伴う環境負荷の原因者はその廃棄物の排出者であることから、排出者が廃棄物処理に伴う環境負荷低減の責任を負うという考え方は合理的であると考えられ、その根本は汚染者負担の原則にあります。

持管理基準の遵守について指導を行うとともに、関係団体と連携して産業廃棄物の適正処理の推進に取り組んできたところです。

産業廃棄物の処理に係る安全性と信頼性の確保及びホタテガイ養殖残さ等の事業系一般廃棄物も含めた不法投棄等防止対策の更なる推進に向け、引き続き関係団体と連携して取り組む必要があります。

（４）本県の特徴ある産業構造と産業廃棄物への対応

本県では、農業用使用済プラスチックやホタテガイ貝殻をはじめ、本県の産業構造の特性により発生する産業廃棄物が相当量あるため、引き続き、これらの廃棄物の適正処理やリサイクル等を推進する必要があります。

第3節 食品ロスの現状と課題

1 食品ロスの現状（表3－11 参照）

日本国内の食品ロス量は年間 472 万 t（令和 4 年度推計）と推計され、国民 1 人 1 日当たりでは、コンビニおにぎり約 1 個分のご飯の量に相当する約 103 g となっています。うち、事業系食品ロス量は 236 万 t、家庭系食品ロス量は 236 万 t となっています。事業系食品ロスについて業種別の内訳をみると、食品製造業が約 50%、次いで外食産業が約 25%を占めています。

一方、本県においては、令和 5 年度の組成分析調査の結果によると、生活系可燃ごみ中に含まれている食品ロス（未使用食品及び食べ残しの合計）の割合は 8.3%であり、令和 5 年度のごみ排出量から計算すると、家庭系（生活系）では約 1 万 8 千 t が食品ロスとなっていると推計されます。

また、令和 6 年度に県が実施した事業系食品ロス実態調査の結果では、令和 5 年度に本県の食品製造・卸売・小売業及び外食産業から発生した食品ロスの量は、産業廃棄物と一般廃棄物の合計で約 2 万 7 千 t と推計されています。業種別の内訳では、全体の 30.6%（全国値 49.6%）が食品製造業から、32.5%（全国値 25.4%）が外食産業からそれぞれ発生しています。

主な発生要因としては、食品製造業では「規格外品」、外食産業では「食べ残し」「鮮度低下」等が主な理由として挙げられています。

なお、県内における家庭系、事業系を合わせた全体としての食品ロス量は 4 万 5 千 t となります。

これを県民 1 人 1 日当たりでみると、家庭系が約 41 g（全国値約 51.5 g）、事業系では約 61 g（同約 51.5 g）となっており、合計は約 102 g と、全国値より 1 g 低い値になっています。

なお、食品ロスを含む事業系の食品廃棄物等は、発生量の 86.8%が飼肥料等として再生利用されています。

表 3－11 食品廃棄物等の発生量

（単位：千 t）

	青森県（R5推計）			全国（R4推計）		
	家庭系	事業系	計	家庭系	事業系	計
食品廃棄物等合計	72.1	207.6	279.7	7,070	15,250	22,320
食品ロス（可食部）	18.0	27.1 (100.0%)	45.1	2,360	2,360 (100.0%)	4,720
食品製造業	—	8.3 (30.6%)	—	—	1,170 (49.6%)	—
食品卸売業	—	2.3 (8.5%)	—	—	100 (4.2%)	—
食品小売業	—	7.8 (28.8%)	—	—	490 (20.8%)	—
外食産業	—	8.8 (32.5%)	—	—	600 (25.4%)	—
それ以外（不可食部）	54.1	180.5	234.6	4,710	12,890	17,600

2 課題と基本的な方向

本県では全国値と比べて外食産業からの発生量が多い傾向にあります。食品ロス削減のためには、全ての県民・事業者等多様な主体が食べ物を無駄にしない意識を持ち、食品ロス削減の必要性について認識した上で、生産・製造・販売の各段階及び家庭での買物・保存・調理の各場面において、食品ロスが発生していることや、それぞれに期待される役割と具体的な行動を理解し、可能なものから具体的な行動に移すことが求められています。

こうした理解と行動の変革が広がるよう、多様な主体が連携し、県民総参加で食品ロスの削減を推進していきます。

第4章 循環型社会形成のための目標

第1節 一般廃棄物処理の目標

1 将来予測

(1) 将来予測の方法

① 排出量

令和5年度における市町村のごみの収集方法や3R推進に向けた施策による改善効果が継続するものと仮定して、平成30年度から令和5年度までの1人1日当たりごみ排出量から、将来の1人1日当たりごみ排出量を予測し、今後の各年度におけるごみ原単位としました。

将来のごみ排出量は、上記のごみ原単位を当該年度における将来推計人口及び日数に乗じることで推計しました。

(算出式)

$\begin{aligned} \text{ごみ排出量} &= \text{予測ごみ原単位} \times \text{予測人口} \times \text{当該年度の日数} \quad (365\text{日又は}366\text{日}) \\ \cdot \text{ごみ原単位} &= 1\text{人1日当たりごみ排出量} \\ &= (\text{計画収集量} + \text{直接搬入量} + \text{自家処理量} + \text{集団回収量}) / \text{人口} / \text{年度日数} \end{aligned}$

② 資源化量、減量化量、最終処分量

基本的には、1人1日当たりのごみ排出量が減少し、プラスチック分別体制が変更されたものとして計算しました。また、下北地域で令和6年度からガス化溶融処理が廃止されたことから、同地域の資源化量のうち、「溶融スラグ」*9「飛灰の山元還元」*10が皆減し、最終処分量として純増するものとして推計しました。

(2) 将来予測結果(表4-1参照)

ごみ排出量は、ごみ原単位の減少及び人口減少の影響により、令和12年度には現状(令和5年度。以下同じ。)より約13.9%減少し、36万8,586tになると予測されます。

資源化量は、全体のごみ排出量の減少と上記ガス化溶融処理の廃止に伴う再生利用率の減少により、プラスチックの分別の実施が進んだとしても、令和12年度には現状より約15.8%減少し、4万5,727tになると予測されます。

最終処分量は、上記ガス化溶融処理の廃止に伴い最終処分率が増加するものの、全体のごみ排出量の減少により、令和12年度には現状より約8.3%減少し、4万7,273tになると予測されます。

表4-1 ごみ排出量等の将来予測

	実績	将来(予測)	
	令和5年度	令和7年度	令和12年度
人口 (千人)	1,209	1,157	1,077
ごみ原単位 (g/人日)	967	958	938
排出量 (t/年)	427,952	404,404	368,586
資源化量 (t/年)	54,291 (12.7%)	48,055 (11.9%)	45,727 (12.4%)
最終処分量 (t/年)	51,565 (12.0%)	52,151 (12.9%)	47,273 (12.8%)
減量化量 (t/年)	322,096 (75.3%)	304,198 (75.2%)	275,568 (74.8%)

※ 排出量=収集量+直接搬入量+自家処理量+集団回収量

※ 減量化量には自家処理量を含む。

※ ()内は、排出量に対する割合を示す。

*9 溶融スラグ…廃棄物を約1300度以上の高温に保った炉の中で溶融し、これを空気中や水中で冷却固化して得られる生成物を言います建設・土木資材として利用されます。

*10 飛灰の山元還元…飛灰とは焼却等の処理によって生成した微小粒子よりなる灰で、燃焼ガスに随伴されてボイラや集じん装置で捕集されたばいじんを総称したものです。山元還元とは、これらから希少金属や重金属から資源を取り出すことです。

◎ 本県の将来人口の推計方法について

本県の将来人口については、第4次計画と同様に、国立社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来推計人口」を用いて、令和5（2023）年3月推計を基に推計し、令和12年度の本県総人口を107万7千人としています。

表4-2 本県の将来推計人口

年度	実績値		推計値		
	令和2年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度
各年度総人口（千人）	1,263	1,209	1,157	1,077	996
令和5年度比の増減率	4.5%		▲4.3%	▲10.9%	▲17.6%

※ 実績値は各年度の国実態調査における総人口である。

2 一般廃棄物処理の目標

一般廃棄物のごみ排出量の削減目標等を次のとおり設定します。

- ① 令和12年度の1人1日当たりの排出量を、生活系ごみ613g、事業系ごみ287g、計900gとする。
- ② 令和12年度の行政回収量に係るリサイクル率を20.0%とし、民間回収量をあわせた県全体の資源回収量から算出されるリサイクル率を40.0%にする。
- ③ 令和12年度の1人1日当たりの最終処分量を85gとする。

表4-3 一般廃棄物処理の目標

	現状値 令和5年度	目標値		
		令和12年度	平成5年度比の 削減量・増加量	5年度比 改善割合
1人1日当たり排出量（g／人日）	967	900	▲67	6.9%
生活系ごみ（g／人日）	652	613	▲39	6.0%
事業系ごみ（g／人日）	315	287	▲28	8.9%
排出量（t／年）	427,952	354,000	▲73,952	17.3%
リサイクル率（全体）（%）	28.2	40.0	12.8	12.8P
1人1日当たり資源化量（g／人日）	334	445	111	33.2%
資源化量（t／年）	147,812	175,000	27,188	18.4%
リサイクル率（行政回収のみ）（%）	12.6	20.0	7.4	7.4P
1人1日当たり資源化量（g／人日）	123	180	57	46.3%
資源化量（t／年）	54,291	71,000	16,589	21.8%
1人1日当たり最終処分量（g／人日）	117	85	▲32	27.4%
最終処分量（t／年）	51,565	33,000	▲18,565	36.0%

※ 排出量＝計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量

※ 資源化量＝直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量

※ リサイクル率＝資源化量／排出量×100

※ 最終処分量＝直接最終処分量＋焼却残さ量＋焼却以外の中間処理施設からの残さ量

◎ 目標設定の考え方

（1）排出量

平成26年度から5年度までの本県の実績は、増減はあるものの1人1日当たり1,046gから967gに減少しており、減少率は年0.8%余りとなっています。一方、計画策定にあたって調査委託した将来予測では、プラスチック分別回収の実施増加などの施策効果が見込まれた場合、令和12年度は938gとなっており、令和5年度実績967gからの減少率は年0.43～0.44%となっています。

これを踏まえ、プラスチック分別の徹底のほか、食品ロスの削減や紙ごみのリサイクルの推進等追加施策の実施によって、令和5年度までの10年間の減少率である年0.8%を上回る年1.0%を実現することとし、目標値を900gとして設定しました。なお、生活系・事業系の比率は変わらないものと仮定し、生活系ごみ613g、事業系ごみ287gと設定しました。

総排出量は1人1日当たり排出量の目標値である900gに、目標年次の年間日数365日及び推計人口107万7千人を乗じた数字を千t単位で設定し35万4千tとしました。

(2) リサイクル率

第4次計画と同様、市町村等による取組成果の評価及び全国との比較のため、国実態調査に基づくリサイクル率と、民間回収量も含めて算出したリサイクル率を、引き続き目標値として設定することとしました。

将来予測では、令和7年度のリサイクル率は11.9%に減少しますが、資源化量増加施策の積極的展開により、令和8年度から12年度において、各年1.5ポイントのリサイクル率向上を実現することとし、目標値を20.0%（総資源化量71千t）として設定しました。これにより、総資源化量は各年8%、令和7年度から約50%の増加を目指します。

(3) 最終処分量

令和5年度の1人1日当たりの最終処分量は117gで、全国値である69gを上回っていることから、引き続き最終処分量の削減に努める必要があります。

1人1日当たりの最終処分量は、1人1日当たりのごみ排出量及び資源化量に左右されます。排出量及び資源化量の目標値がいずれも達成され、中間処理後の減量化率が今後も変わらない(76%として計算)と仮定した場合には、1人1日当たり最終処分量は57gとなりますが、実際は一部地域の溶融スラグ化の廃止により、1日1人当たり最終処分量の増加が予想されます。再生利用促進に向けた取組により最終処分量の減少を目指し、引き続き85gを目標値に設定しました。

最終処分量全体については、1人1日当たり目標値である85gに、目標年次の年間日数及び推計人口を乗じると、最終処分量は3万3,414tとなることから、目標値は千t単位で設定し、3万3千tとしました。

第2節 産業廃棄物処理の目標

1 将来予測

産業廃棄物の排出量は、企業活動に影響を与えるその時々を経済情勢に従って変化します。

近年における本県の経済情勢は、工業生産が減少傾向にあり、また人口減少が続いており、各種産業に影響を与えています。

こうした状況の中での将来予測は困難ですが、経済指標と産業廃棄物量の推移を整理し、将来の産業廃棄物の排出量等の見込みについて検討しました。

(1) 将来予測の方法

将来予測は、各業種における現在の排出原単位及び処理形態が将来にわたり一定であると仮定して、各種経済指標等を将来推計し、推測した経済指標の増減率から排出量等を予測しました。業種別の将来予測方法は表4-4のとおりです。

表4-4 業種別の将来予測方法

業種	各種経済指標の将来予測方法
建設業	・建設業は、人口減少の影響を受けると考えられるが、社会インフラや建物の老朽化により、維持管理工事や解体工事は増加することも予想される。また、近年問題となっている空き家の解体が増えることも考えられる。そのため、建設業の排出量は、現状のまま推移するとした。

製造業	・製造業を3つの型（基礎素材型、加工組立型、生活関連・その他型）に分け、過去5年間（平成30年度～令和4年度）の製造品出荷額等を回帰式で将来予測し、その増減率で排出量も推移するものとした。
下水道業	・下水道業は、過去からのトレンドで将来の下水処理人口普及率を推計し、将来推計人口に乗じることで将来の下水処理人口を推計した。現在と将来の下水処理人口の増減率から、下水道業の排出量を推計した。
上水道業、情報通信業、運輸業、卸・小売業、物品賃貸業、生活関連サービス業、医療・福祉、サービス業	・将来推計人口を基に推計した。現在と将来の人口の増減率から、排出量を推計した。
その他	・人口減少の影響はあるが、排出量は現状のまま推移するものとした。

（２）排出量

排出量は令和5年度実績では261万1千t、令和12年度には、令和5年度比約2.9%減となる253万4千tになるものと予測されます。

業種別、種類別に見ても、ほぼ横ばいないし微減であり、大きく増減する業種や廃棄物の種類はない見込みとなっています。（表4－5（１）及び表4－5（２）参照）

表4－5（１） 業種別排出量の将来予測結果

（単位：千t／年）

	実績	予測			
	令和5年度	令和7年度		令和12年度	
	排出量	排出量	5年度比	排出量	5年度比
合計	2,611	2,582	98.9%	2,534	97.0%
建設業	1,066	1,066	100.0%	1,066	100.0%
製造業	775	768	99.1%	755	97.4%
電気・水道業	741	720	97.2%	685	92.4%
その他	30	29	96.7%	28	93.3%

表4－5（２） 種類別排出量の将来予測結果

（単位：千t／年）

	実績	予測			
	令和5年度	令和7年度		令和12年度	
	排出量	排出量	5年度比	排出量	5年度比
合計	2,611	2,582	98.9%	2,534	97.1%
汚泥	1,319	1,292	98.0%	1,248	94.6%
がれき類	906	906	100.0%	906	100.0%
ガラス、コンクリート及び陶磁器くず	69	68	98.6%	67	97.1%
木くず	80	80	100.0%	80	100.0%
その他	237	236	99.6%	232	97.9%

（３）処理量等

現状の業種別、種類別の排出量に対する処理方法が将来も一定であると仮定した場合において、令和12年度の産業廃棄物の再生利用・減量化・最終処分等の処理量の将来予測は、排出量の増加に伴って、再生利用量が126万7千t（令和5年度比約0.6%減）、減量化量が119万1千t（同約5.6%減）、最終処分量が7万5千t（同約1.3%減）と、それぞれほぼ微減になるものと予測されます。（表4－6参照）

表 4－6 処理量の将来予測

(単位：千 t / 年)

	実績		予測					
	令和 5 年度		令和 7 年度			令和 12 年度		
	排出量	構成比	排出量	構成比	5 年度比	排出量	構成比	5 年度比
合計	2,611	100.0%	2,582	100.0%	98.9%	2,534	100.0%	97.10%
再生利用量	1,275	48.8%	1,272	49.3%	99.8%	1,267	50.0%	99.4%
減量化量	1,261	48.3%	1,234	47.8%	97.9%	1,191	47.0%	94.4%
最終処分量	76	2.9%	76	2.9%	100.0%	75	3.0%	98.7%
その他量	0	0.0%	0	0.0%	—	0	0.0%	—

2 産業廃棄物処理の目標

産業廃棄物処理の目標を、産業廃棄物実態調査や将来予測の結果等に基づき、次のとおり設定します。

- ① 令和12年度の排出量を令和5年度（261万1千 t）より2.9%減の253万4千 t とする。
- ② 令和12年度の再生利用量を令和5年度（127万5千 t）より0.5%減の126万8千 t とする。
- ③ 令和12年度の最終処分量を令和5年度（7万6千 t）より8.6%減の7万 t とする。

◎目標設定の考え方

（1）排出量

これまでと同様に経済指標等を基にする手法で目標年次の排出量を予測すると、令和5年度の実績値である 261 万 1 千 t より 2.9%減の 253 万 4 千 t となりますが、ほぼ横ばいで推移することから、将来予測値 253 万 4 千 t をそのまま目標値としました。

（2）再生利用量

これまでと同様に経済指標等を基にする手法で目標年次の再生利用量を予測すると、再生利用率が高いがれき類の排出量が横ばいで推移するため、再生利用量及び再生利用率のいずれもほぼ横ばいを見込まれます。一方、最終処分量の削減もあわせて図るため、再生利用促進に向けた取組の強化により再生利用量を 1 千 t 増加させることとし、将来予測値に 1 千 t を追加した 126 万 8 千 t を目標値としました。

（3）最終処分量

これまでと同様の手法で目標年次の最終処分量を予測すると、令和5年度実績である 7 万 6 千 t から 1 千 t 減の 7 万 5 千 t となりますが、実績値が令和7年度目標値（7 万 t）を達成していないことから、再生利用促進に向けた取組等の推進によりさらなる最終処分量の減少を目指すこととし、将来予測値から 5 千 t の削減となる、7 万 t を目標値としました。

表 4－7 産業廃棄物処理の目標

(単位：千 t / 年)

	実績値		目標値		
	令和 5 年度		令和12年度		
	排出量	構成比	排出量	構成比	5 年度比
合計	2,611	100.0%	2,534	100.0%	97.1%
再生利用量	1,275	48.8%	1,268	50.0%	99.5%
減量化量	1,261	48.3%	1,196	47.2%	94.9%
最終処分量	76	2.9%	70	2.8%	92.1%
その他量	0	0.0%	0	0.0%	—

第3節 関連目標

本県における循環型社会形成推進に向け、個別の項目ごとに次の目標を設定します。

1 食品ロスの削減目標

国は、2000年度比で2030年度までに、家庭系食品ロスについては「第5次循環型社会形成推進基本計画」（令和6年8月閣議決定）において、食品ロス量を半減させ、事業系食品ロスについては、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（令和7年3月公表）において、食品ロス量を60%削減させるという目標を設定しています。

本県においては、1人1日当たりの一般廃棄物の排出量目標900gを参考に、令和12年度の県民1人1日あたりの食品ロス排出目標値を95gと想定して、令和12年度の県全体の食品ロスの量は37千トンとしました。

- ・ごみ排出量／人日 R5 実績は 967 g で、R12 目標値 900 g $900 \text{ g} \div 967 \text{ g} = 93\%$
- ・食品ロス／人日 R5 実績は 102 g であり、R12 目標値は $102 \text{ g} \times 93\% = 95 \text{ g}$
- ・これに年間日数、人口を乗じた食品ロスの量は $95 \text{ g} \times 365 \text{ 日} \times 1,077,000 \text{ 人 (R12 推計人口)} \div 1,000 = 37 \text{ 千 t}$

また、食品ロス問題を認知してその削減に取り組む県民の割合を80%とします。

- | |
|---|
| ① 令和12年度の県全体の食品ロスの量を37千トンとする。 |
| ② 令和12年度までに、食品ロス問題を認知してその削減に取り組む県民の割合を80%とする。 |

2 プラスチック資源循環の目標

令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（プラスチック資源循環促進法）では、市区町村によるプラスチック使用製品廃棄物（容器包装プラスチックと製品プラスチック）の分別収集・再商品化が努力義務になりました。令和6年度末現在で、ペットボトルは全ての市町村で回収されていますが、容器包装プラスチックの回収（白色トレイのみの回収を含む。）を行っている団体は23、製品プラスチックの回収を行っている団体は五所川原市と鶴田町の2市町にとどまっています。

容器包装プラスチック及び製品プラスチックで回収が全市町村で行われることを目標とします。そのために市町村への支援を続けていきます。

- | |
|--------------------------------------|
| ① 令和12年度までに、県内全市町村で容器包装プラスチックが回収される。 |
| ② 令和12年度までに、県内全市町村で製品プラスチックが回収される。 |

3 地域資源循環に関する目標（バイオマスの活用目標）

国では、バイオマス活用推進基本法に基づくバイオマス活用推進基本計画（令和4年9月閣議決定）を策定し、バイオマスの利活用を推進しています。

本計画においても国の計画を参考に、県内の農林水産業で発生する多様なバイオマスの利活用を推進するため、以下のとおり種別ごとの具体的な目標を設定し、堆肥や飼料等としてのマテリアル利用のほか、バイオマス発電やバイオマス熱供給などのエネルギー利用を推進することにより、地産地消型の循環型社会の形成につなげていきます。

表４－８ バイオマス利用率の現状と目標（単位：t、％）

	現状			目標（令和12年度）		
	発生量	利用量	利用率	発生量	利用量	利用率
稲わら(R6)	210,303	208,621	99.2	210,303	210,303	100
もみ殻(R5)	53,897	53,412	99.1	53,897	53,897	100
りんご剪定枝	140,987	99,643	70.7	116,900	86,147	73
りんご搾りかす	20,083	18,096	90.1	17,200	17,200	100
間伐材	705,391	379,955	53.9	702,000	401,000	57
製材残材	46,000	46,000	100.0	46,000	46,000	100
ホタテガイ貝殻	26,039	9,041	34.7	40,000	32,000	80
家畜排せつ物	1,349,000	1,349,000	100.0	1,455,000	1,455,000	100
農業集落排水汚泥	41,700	25,800	61.9	45,400	29,900	66

第5章 施策の方向性

第1節 計画期間中の重点取組

- 1 行政・民間事業者等各主体の連携強化による3R+の推進
- 2 市町村が抱える地域課題の解決
- 3 プラスチック資源循環の推進
- 4 食品ロス削減対策の推進



1 行政・民間事業者等各主体の連携強化による3R+の推進

本県における3Rを推進していくためには、県及び市町村等の行政と、資源回収に関する民間事業者が連携しながら取組を進めていくことが必要です。市町村の実情を踏まえた効果的な施策の導入を検討するため、民間事業者を含めた会議の実施や研修等により、市町村と連携した3R+の取組を推進します。

さらに、循環経済の一層の構築のため、これまでの3Rの取組に加えて、製品の適切な長期利用、リニューアブル（再生可能資源への置換）、リユースやリペア（修理）を促進しながら、県民のライフスタイルの転換を促し、県内経済の活性化や県内産業の振興のために、行政と民間事業者が連携して循環の輪を広げていきます。

項目	取組
（１）ごみ減量・リサイクルの取組	○市町村・事業者・県民の取組に対する幅広い支援とパートナーシップの促進を行います。 ○県・市町村等・資源物回収に関する民間事業者の3者が互いに連携して、地域ごとの特性に応じた3R推進に向けた取組を検討・推進するため、県内6地域に「3R推進地域連携会議」を設置し、開催します。また、同会議で検討された取組を各地域で進めるため、市町村等や民間事業者などの取組を支援します。 ○市町村や民間事業者等と連携し、ごみの分別と資源化に向けた実践行動について普及啓発します。 ○市町村は、住民に身近な立場から、広報手段等を活用し、民間事業者が設置する資源回収拠点等を含めた資源回収場所に関する情報や、資源物の分別・排出方法に関する情報を住民に提供し、ごみの分別と資源化に向けた具体の実践行動について普及啓発します。
（２）循環経済拡大の取組	○環境配慮設計や修理等により製品の長寿命化、再利用、リサイクルが促進され、資源が可能な限り効率のかつ循環的に利用され、天然資源利用や廃棄物が減少するよう、取組を促進していきます。 ○市町村や県民、事業者との連携・協働によるリサイクル・循環経済システムの構築を図ります。

2 市町村が抱える地域課題の解決

本県の特徴的な廃棄物として、りんご剪定枝、ホタテガイ養殖残さ^{*11}をはじめとする農林水産業系廃棄物が挙げられます。また、近年はリチウムイオン電池をはじめとする処理困難物への対策、高齢化社会の進展や外国人労働者の増加による高齢者・外国人対策などが求められています。このような市町村が抱える地域課題を把握し、その解決に向けたごみ処理体制の構築に取り組みます。

項目	取組
（１）ホタテガイ養殖残さへの対応（陸奥湾沿	○ホタテガイ養殖残さの処理に悩む市町村への技術的支援を行います。 ○市町村に対してアドバイザーの派遣や効果検証、システムの設計・提案、環境影響等についての調査を行います。【農林水産部と記入内容調整】

^{*11} ホタテガイ養殖残さ…ホタテを養殖する際に発生する有機物のことで、養殖施設や養殖籠等に付着する二枚貝類やホヤ類等の付着生物が中心です。陸に上げた残さは一般廃棄物となり、養殖が盛んな地域では発生量も多く、その処理に苦慮しています。

岸の市町村)	
(2) 農林水産業系廃棄物への対応	○農林水産業系廃棄物の処理に悩む市町村への技術的支援を行います。 ○農林水産業系廃プラスチックについて、排出抑制や再生利用、適正処理に関する意識啓発・情報提供を行います。
(3) リチウムイオン電池やその他処理困難物への対応	○家庭から排出されたリチウムイオン電池及びその使用製品が原因の火災事故等が多発していることから、県民に対して分別排出徹底の周知や必要な助言等を行います。また、その処理について、市町村と課題を共有しながら効果的な方法を検討します。 ○在宅医療等に伴って発生する医療廃棄物等のごみ分別方法や処理に関する正しい知識について、広報媒体やSNS等により県民に対する周知・啓発を図ります。
(4) 高齢者や外国人への対応	○ごみ集積場所へ運ぶことが困難な高齢者等に対する個別収集や、社会福祉協議会等によるごみ出し支援など、地域社会として支え合う活動について検討を促します。 ○言語や生活習慣が異なる外国人等に、多言語に対応した分別パンフレットの作成・配布をするなど、ごみ出しのルールを容易に理解できるよう、市町村と課題を共有しながら効果的な方法を検討します。 ○高齢化に伴い排出量が増加している使用済紙おむつの処理について、県内の先行事例等を積極的に情報発信するとともに、県内の他市町村や病院、福祉施設等への取組の拡大を図ります。

3 プラスチック資源循環の推進

プラスチックはその有用性から、幅広い製品や容器包装に広く利用され現代社会に不可欠な素材ですが、海洋プラスチックごみ問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、また、令和4年度の「プラスチック資源循環促進法」の施行により、ライフサイクル全般にかかわるプラスチックごみ資源循環の促進の重要性が高まっています。

県では、全国的にレジ袋の有料化が始まる前の平成20年度から、「もったいない・あおもり県民運動」の中心的な取組として、県内の事業者等と協定を締結しレジ袋の削減を推進し、さらに令和2年5月には「あおもりプラごみゼロ宣言」を行っています。プラスチックごみ問題の解決のためには、今後も県民や事業者、各種団体等多様な主体が一体となって、プラスチックごみの削減や再生利用、適正処理に取り組んでいきます。

項目	取組
(1) 県民行動の促進	○繰り返し使用できるマイバッグやマイボトルの普及や利用拡大などについて、市町村や民間事業者等と連携した普及啓発に一層強力に取り組めます。 ○使用済プラスチックの回収と再生利用の促進に向けた取組に関する情報提供に、市町村や民間事業者等と連携して取り組みます。 ○イベント等におけるプラスチックごみ削減に向けた民間事業者等の取組等に対する支援及び普及拡大などを進めます。
(2) 海洋プラスチック対策の推進	○国の海岸漂着物対策に係る補助制度等を活用して、本県の海岸に漂着する、プラスチックごみを含む海岸漂着物等の回収処理を行う市町村等を支援します。 ○プラスチックの陸域から海への流出を抑制するため、ポイ捨てや不法投棄の撲滅に向け、市町村や民間事業者等と連携した普及啓発に強力に取り組めます。
(3) プラスチックの適正処理及び資源循環の取組支援	○市町村等が行うプラスチックごみの処理が、法令等に基づき適正に行われるよう必要な助言等を行います。 ○事業者から排出される産業廃棄物である廃プラスチック類について、その排出や処理が、法令等に基づき適正に行われるよう必要な調査、指導等を行います。 ○プラスチックの再資源化等の促進のため、市町村等や処理事業者等が行うプラスチックごみのリユース・リサイクル等の一層の推進に向けた検討や事業化に向け

	た取組を、先進事例等に関する情報提供等により支援します。
(4) 自らの事業活動における取組促進	○自ら行う事務やイベント等において、代替製品の利用などにより使い捨てプラスチック製品の使用削減に努めるとともに、使用後のプラスチック製品については回収・分別等を徹底し、適正に処理します。

4 食品ロス削減対策の推進

日本は食品自給率が低く、海外からの輸出に大きく依存する中、大量の食品ロスが発生しています。食品ロスは、生産・製造・販売・消費の各段階において発生することから、流通や小売を含む、生産から消費に至るまでの各段階の全体として取り組むべき課題です。

県では、食品ロスの削減は循環型社会形成推進に向けた重要な取組の一つとして位置付けており、県民総参加で重点的に取組を推進していきます。

項目	取組
(1) 県民への普及啓発	県民が、それぞれの立場から食品ロスの削減に自発的に取り組んでいくようにするため、その重要性についての理解や関心の増進等に向けた普及啓発を、消費者教育や食育に関する取組と連携しながら推進します。具体的には次のような取組を進めます。 ○「食材は使いきる」「料理は食べきる」「生ごみは水気をきる」の「3つのきる」や、「てまえどり」など、家庭の中で意識して実践できる行動について普及啓発し、食品ロス削減に向けた意識の醸成と行動の変容を図ります。 ○賞味期限と消費期限の違い等、食品の期限表示について県民が正しく理解できるよう普及啓発します。 ○県民や食品関連事業者等に対し「3010運動」の実践について普及啓発や、国が作成した「外食時のおいしく「食べきり」ガイド」「持ち帰りガイドライン」等を活用し、外食時における食べきり・持ち帰り等に係る普及啓発を推進します。 ○食品関連事業者が行う、商慣習の見直し等を含めた食品ロス削減に資する取組等について普及啓発し、理解を促進します。 ○国の食品ロス削減月間（10月）、食品ロス削減の日（10月30日）に呼応した取組を実施するとともに、このほかの時期にも、随時具体的な取組がマスコミ等で取り上げられるよう、広報に努めます。 ○消費者庁の実施する「食品ロス削減推進サポーター制度」などを活用しながら、地域等において食品ロスの削減を担う人材を育成します。 ○命の大切さや食への感謝の気持ちを養うなど、学校の教科等を通じて食品ロスの削減に関する理解と実践を促します。また、一律に完食を強要するような指導ではなく、個に応じた給食指導を行うとともに、学校の実態に応じて給食時間を適切に定めます。 ○各種のイベント等における食品ロス削減対策の実施を推進します。 ○市町村においては、コンポスト容器等の購入に対する助成や、コンポストの利用についての情報提供などにより、生ごみの堆肥化及び生成された堆肥の家庭菜園や有機農業への活用拡大を図り、生ごみの排出量削減に努めます。
(2) 食品関連事業者等の取組に対する支援	食品ロス削減のための取組事例の共有・周知を図りながら、生産、製造、販売等の各段階において発生する食品ロスの削減のための積極的な取組を推進するため、次のような支援などを行います。 ○規格外や未利用の農林水産物の活用（加工・販売等）を促進します。 ○食品ロス削減のための商慣習の見直し等の取組の推進及び事業者の取組に対する県民の理解促進を図ります。 ○季節商品の予約販売等、需要に見合った販売を推進します。 ○食品関連事業者に対し、県や市町村と連携した県民への普及啓発（期限表示の理

	解や適切な購買行動の促進等）への取組を呼び掛けるとともに、その際に活用できる啓発資材等を提供します。また、これらの食品関連事業者による消費者啓発に向けた取組を他の食品関連事業者に周知し、横展開を促進します。 ○小盛りサイズメニューの導入等、利用者の希望に沿った量で料理を提供する外食事業者の取組を促進するほか、ビュッフェ・宴会での食事提供の工夫など、外食事業者による食品ロス削減の取組事例を周知します。 ○外食時の食べきりや、持ち帰りに関する留意事項について、国が作成した「外食時のおいしく「食べきり」ガイド」「持ち帰りガイドライン」等を活用しながら周知を図ります。特に、料理の持ち帰りについて、衛生上・法律上の国のガイドラインが示されたことから、留意事項を十分に理解し、希望する者が「自らの責任で持ち帰り」を行うことを「当たり前」にしていく啓発を推進します。 ○事業者による過剰回収につながらないよう、国が行う食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）における自主回収報告制度の周知を図ります。 ○食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）違反があった場合に、過剰回収につながることなく事業者が適切に表示を是正できるよう、周知を図るとともに必要な検討を行います。 ○食品ロス削減等に資する行動に取り組む事業者を、「あおもり食べきり推進オフィス・ショップ」として認定します。 ○国が行う食品ロス削減に関する表彰制度に、表彰候補者の推薦等により協力します。
（３）食品ロス削減計画の策定	○青森県循環型社会形成推進計画の改定にあわせて本県における食品ロス発生量の推計や、食品ロス削減に向けた県民の意識調査等を行い、青森県食品ロス削減推進計画の見直しを行います。 ○市町村においても食品ロス削減推進計画を策定し、国及び県の施策を踏まえ、それぞれの地域の特性に応じた取組を推進します。
（４）情報の収集及び提供	○他の都道府県や市町村等が実施する先進的な取組や優良事例について情報収集し、市町村や事業者、県民に対して様々な機会を通じて情報提供します。 ○消費者教育におけるエシカル消費に関する啓発と連動させ、県民に対して、例えば、食材を使いきることや、料理は残さず食べることなどの、自身の消費行動が社会につながっていることについての意識を喚起します。
（５）未利用食品を提供するための活動の支援等	○関係者相互の連携のための取組（例：食品関連事業者とフードバンク活動団体とのマッチングや提供食品の情報共有、フードドライブ^{*12}の推進）を含めた、フードバンク活動への支援のあり方について検討し、取組を進めます。また、フードバンク活動団体の取組に対する事業者等による広範な支援について推進します。 ○食品関連事業者等がフードバンク活動に安心して食品の提供を行えるよう、フードバンク活動団体における食品の取扱い等に関する手引きを周知します。 ○災害時用備蓄食料の更新の際には、ローリングストック^{*13}によりその有効活用に努めます。

第２節 一般廃棄物の３Ｒ＋の推進

１ 県民への普及啓発

○ごみはすべての県民が排出者になることから、ごみの減量化やリサイクルなど３Ｒ＋の推進は、県民総参加の全県の運動として取り組む必要があります。ごみ処理の現状を広く県民に周知するとともに、各種広報媒体やマスコミ等を活用した情報発信、３Ｒ＋の具体的な取組方法等の普及啓発を行います。

^{*12} フードバンク、フードドライブ…フードバンクは、企業や農家から寄付された食品を、必要とする人や団体に無料で提供する団体のことです。一方、フードドライブとは、家庭で余った食品を集めて、フードバンクや福祉団体に寄付する活動のことです。

^{*13} ローリングストック…災害時の備えとして用意する食品を日常的に使って、不足分を買い足す方法です。

○県民に対して、3 R +の「+」の部分にあたるバイオマス化・再生材利用やリユース・リペアに関する情報、処理困難物（リチウムイオン電池、使用済み紙おむつ、在宅医療により発生する医療廃棄物等）や資源ごみの分別徹底とリサイクルに関する情報、集団回収や清掃活動などの情報等について、市町村と連携して周知啓発を行います。

2 ごみ減量等に取り組む機会づくり

○県民、事業者、学校、団体それぞれが環境配慮行動に取り組み、相互に連携・協力しながら地域全体のエコにつなげていく取組の普及拡大を図ります。

3 事業系ごみの発生抑制とリサイクルの促進

- 事業系ごみの排出量が依然として全国値を上回って推移していることから、事業者による3 R +推進に向けた具体的な取組内容や優良事例等を情報提供するとともに、市町村等と連携した訪問指導等により、事業者の取組実践を促進します。
- 事業所から排出される古紙を効率的に回収する「オフィス町内会」や古紙リサイクルセンターの利用促進を継続します。
- 病院や給食センターから出た生ごみのたい肥化などのリサイクルを、市町村と連携して進めます。
- リサイクル製品や、生ごみ由来のたい肥により生産された農産物の購入といった、地域での資源循環システムの構築を市町村と連携して進めます。
- 市町村が一般廃棄物の多量排出事業者に対して行う、減量化計画等の作成等に関する指示が適切に行われるよう支援します。

4 市町村における一般廃棄物処理の計画的な取組の推進

項目	取組
（１）住民への普及啓発	○住民及び事業者に対して、ごみの分別方法等を分かりやすく広報するとともに、ごみの減量やリサイクルなど3 R +の取組実践を推進します。 ○ごみ処理の「見える化」を進め、ごみの排出・処理の状況や処理費用等についてわかりやすく住民に周知し、ごみの排出抑制や分別の徹底等を促進します。また、必要に応じごみ処理有料化などの措置を講じます。 ○住民に対してリユースに関する情報提供や、また処理困難物（リチウムイオン電池、使用済み紙おむつ、在宅医療により発生する医療廃棄物等）を含む資源ごみの分別徹底や必要な措置を講じます。
（２）高齢者や外国人への対応	○ごみ集積所へ運ぶことが困難な高齢者や、言語や生活慣習が異なる外国人等の対応など、効果的な支援を検討します。
（３）雑がみや衣類、その他資源物回収の強化	○紙ごみの資源化をより一層推進するため、引き続き雑がみの資源回収を強化し、住民や事業者に対して紙ごみの分別徹底と分別方法等の普及を図ります。 ○民間事業者等が行う大型小売店舗の店頭等での資源回収の利用促進を図ります。 ○衣類のリユース・リサイクルや小型家電の回収による資源化を促進するとともに、現在資源化が進んでいないものについても、資源化の拡大に向けた検討を進めます。 ○リサイクル率の向上や市町村のごみ処理経費の削減、住民の環境意識の向上を図るため、集団資源回収の促進に努めます。
（４）事業系ごみの3 R +の普及・促進	○区域内の事業所に対し、一般廃棄物と産業廃棄物、資源物の適正な分別徹底や、事業系ごみの3 R +推進等について働きかけるとともに、焼却施設での展開検査の実施により事業所への排出指導を強化します。 ○紙ごみの焼却施設への搬入規制の実施や紙ごみの資源化を促進します。 ○必要に応じて、廃棄物処理法に基づき、一般廃棄物の多量排出事業者に対して減量化計画の作成やその他必要な事項を指示するなどにより、事業系ごみの発生抑

	制、減量化を図ります。 ○病院や給食センターから出た生ごみのたい肥化などのリサイクルを進めるとともに、生ごみ由来のたい肥を利用して生産された農産物の購入といった、地域での資源循環システムの構築を進めます。
（５）県と連携した地域特性に応じた効率的なごみ処理システムの構築	○資源とエネルギー回収のため、地域の実情に応じ、熔融炉施設、発電施設、バイオガス化施設などの設置を検討し、廃棄物処理施設などの公共的施設の整備などにより、地域における循環型社会の構築を進展させ、環境への負荷の低減と廃棄物分野における脱炭素社会の実現を図ります。 ○地域住民の協力のもと、少子高齢化や人口減少の進展、自然災害の発生等に対応し、地域の実情に応じた効率的なごみ処理システムの構築と、処理施設の整備・運営管理を行います。 ○ごみ排出量等の将来予測や、本計画に示したごみ処理広域化・集約化の方針（第６章）を踏まえつつ、必要に応じてごみ処理の広域化・集約化についての検討を近隣市町村等との間で進めます。

第３節 産業廃棄物の３Ｒ＋の推進

- 事業者の生産・製造過程における産業廃棄物の発生抑制や減量化に関する技術や、ノウハウについての情報収集・提供、意見交換を行い、その普及・促進に取り組みます。
- 排出事業者の適正な廃棄物の処理、減量及びリサイクルを推進するため、排出事業者向けの研修会の開催や広報活動を積極的に行います。
- 廃油や廃酸、廃アルカリなど現在再生利用が進んでいない産業廃棄物については、特に中小規模の排出事業者に対するリサイクルルートに係る情報提供や、処理業者等に対する、再生利用技術等についての情報提供や意見交換を行い、再生利用の普及・促進に取り組みます。
- 最終処分量に応じた産業廃棄物税^{*14}を課税することにより、産業廃棄物の排出抑制や再資源化に対して経済的動機付けを行い、その減量化や再生利用を進めていきます。
- 産業廃棄物の多量排出事業者に対しては、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理計画の策定を指導します。

第４節 リサイクル関連産業の振興

- リサイクル製品の使用を推進するため、青森県リサイクル製品認定制度を運用し、県の行う工事又は物品の調達において、自ら認定リサイクル製品の優先的な使用に努めます
- 認定リサイクル製品に関する情報提供やリサイクル産業に関するセミナーの開催等により、リサイクル関連産業の育成に取り組みます。
- リサイクル製品の品質・安全性への信頼の向上、需要の拡大を図り、リサイクル製品の価格安定につながるよう努めます。
- りんご加工やホタテガイ養殖など、本県に特徴的な産業から発生する廃棄物について、試験研究機関等の関係機関と連携しながら、その活用を調査・研究し、有効活用される方法を検討するとともに、地域に根付いた先進的なリサイクル産業の振興に取り組みます。
- 本来廃棄されるはずだった未利用資源を活用し、付加価値を高めて製品とする「アップサイクル」の情報提供を行い、普及拡大を図ります。
- 国が実施する資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化を促進するよう、必要な措置を講じるよう努めます。

^{*14} 産業廃棄物税…産業廃棄物の発生抑制、リサイクルの促進等の施策に要する費用に充当するため、最終処分場に搬入される産業廃棄物に課される税。排出事業者や中間処理業者が納税義務者となっていることが多い。本県では、平成14年12月に青森県産業廃棄物税条例を制定し、岩手県及び秋田県と連携して平成16年1月から施行しています。

第5節 バイオマスの利用促進

1 バイオマスの事業化に向けた研究・検討、産業利用の推進

○バイオマス関連産業の創出は、資源の有効活用やエネルギーの安定確保、二酸化炭素排出量の削減といった観点からも極めて重要であることから、産学官金で情報共有や連携を密にし、事業化に向けて調査研究や産業利用の取組を推進します。

2 農林水産業におけるバイオマスの利用推進

○本県は農林水産業が基幹産業となっており、稲わらやりんご剪定枝、家畜排せつ物、間伐材、ホタテガイ貝殻など豊富なバイオマス資源を有しています。

これらバイオマス資源の利用に当たって、稲わらや家畜排せつ物等は、これまでの取組を継続するとともに、広域流通の仕組みを検討するなど、高い利用率を確保していきます。

また、りんご搾りかすや間伐材等は、それぞれの課題解決に着実に取り組み、利用向上を促進していくことにより、循環型社会を支える低コストな地産地消型の循環型資源利用システムの構築を図っていきます。

第6節 廃棄物の適正処理の推進

1 一般廃棄物の適正処理

○県内全域にわたり一般廃棄物の循環利用と適正処理を推進するため、各市町村等の実情を考慮しながら、市町村等間の必要な調整に努めます。

○市町村等が一般廃棄物処理施設の整備等を行う場合には、必要な情報の提供や技術的支援・指導を行うとともに、市町村等が行うごみ処理の広域化・集約化の推進に関する検討を支援します。また、火災時において処理施設が損傷した場合などには、施設の復旧や、広域処理について技術的支援を行います。

2 産業廃棄物の適正処理

産業廃棄物については、不法投棄や不適正処理等廃棄物処理に対する不安・不信感から、全国的に産業廃棄物処理施設の立地に対する地域住民の理解を得ることが困難となっています。このような状況が続くと、不法投棄等による生活環境への影響や産業活動への支障が生ずることが懸念されることから、引き続き、産業廃棄物の適正処理及び減量化・リサイクルの一層の推進を図っていく必要があります。

また、依然として後を絶たない不法投棄に対応するため、事業者、関係団体、行政で組織している「あおり循環型社会推進協議会」の活動などを通じて、引き続き、不法投棄の未然防止と早期解決を図ることとしています。

項目	取組
(1) 排出事業者に対する適正処理等の指導	○排出事業者自らが廃棄物の発生から最終処分までの管理を適正に行うという、排出者責任を徹底するため、排出事業者に対する立入検査や廃棄物処理法に関する説明会の実施等を通じて、処理基準や委託基準などの遵守、マニフェスト制度の適切な運用など、法令遵守の徹底について指導を行います。また、電子マニフェストの更なる普及に向けた取組を進めます。 ○多量排出事業者が作成する産業廃棄物処理計画とその実施状況を公表することにより、産業廃棄物の減量化や適正処理等につながる取組を進めます。
(2) 産業廃棄物処理業者に対する適正処理等の指導	○廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理施設の設置及び産業廃棄物処理業の許可に係る審査を適正に行うとともに、施設に対する立入検査や維持管理に関する指導を行うなど、産業廃棄物処理に対する安全・安心の確保に取り組んでいきます。 ○産業廃棄物の収集運搬業者や処分業者に対する立入検査を始め、各種講習会への講師の派遣、広報啓発等を通じて、処理基準や委託基準などの遵守、マニフェスト制度の適切な運用など、法令遵守や適正処理に向けた指導に取り組んでいきます。 ○産業廃棄物処理施設の維持管理や取り扱う廃棄物等に関する情報公開について事

	業者に指導し、地域住民の廃棄物処理に対する不安や不信の払拭に努めていきます。
（３）処理困難物（ＰＣＢ ^{*15} 、石綿）等の適正処理の推進	○ＰＣＢ廃棄物については、令和９年３月３１日に処分期限が到来する低濃度ＰＣＢ廃棄物の期限内の処分完了に向け、保管事業者に対し適正処分を指導します。 ○石綿廃棄物については、発生から最終処分までの適正処理を確保するため、関係部局・機関と連携を図りながら、処理業者や排出事業場への立入検査、指導の強化に取り組めます。
（４）優良な産業廃棄物処理業者の育成	○産業廃棄物処理における排出事業者の責任は年々強化されてきており、排出事業者が円滑な事業運営を続けていく上で、信頼できる優良な産業廃棄物処理業者の選択は重要な課題となっています。 また、産業廃棄物処理業者においても、一部の悪質な業者による不適正処理や不法投棄に対する住民の不安や不信が、処理業界全体に対する社会的な批判となることを懸念し、自らの適正かつ確実な処理を行う能力に対する評価や情報開示制度に対するニーズが高まっています。 このような中、産業廃棄物処理業の更新許可申請時に合わせた優良認定申請により、申請者の遵法性、事業の透明性、環境配慮の取組、電子マニフェストの利用及び財務体質の健全性について、都道府県知事等が基準に適合していると認めた場合には、産業廃棄物処理業の許可の有効期間を通常の５年から７年とする「優良産業廃棄物処理業者認定制度」が運用されていることから、当該制度の積極的な活用により、優良な産業廃棄物処理業者の育成を図ります。
（５）産業廃棄物処理施設の適正な運営の確保	○産業廃棄物処理施設の円滑な整備が図られるための広報啓発や情報公開の推進、産業廃棄物処理業者や地域住民等で組織する協議会への参加を通じて、地域住民の理解と合意形成等に適切に関与していきます。 ○県内各地域における産業廃棄物の発生量や特性等に応じた産業廃棄物処理施設の適切な立地が促進されるための取組を進めます。
（６）広域処理への適切な対応	○青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例に基づき、県外から搬入される産業廃棄物について事前協議を行い、環境保全協力金制度の周知と適正な運営を図るとともに、他県との情報交換に努めるなど、県外産業廃棄物の適正処理を推進します。
（７）行政処分の的確な運用	○産業廃棄物の不法投棄等が明らかになった業者に対しては、廃棄物処理法に基づき、改善命令や許可取消等の行政処分を行うとともに、指導に従わない悪質な業者に対しては刑事告発を行うなど厳しく対処していきます。

３ 海岸漂着物等対策

- 「青森県海岸漂着物対策推進地域計画」に基づき、海岸の良好な景観、多様な生態系の確保、生活衛生の向上、水産資源の保全等総合的な海岸の環境の保全を図ります。
- 具体的には、市町村等が行う海岸漂着物等の回収・処理事業への、国の地域環境保全対策費補助金を活用した補助や、回収した海岸漂着物の処理方法に関する情報提供等の支援を行うほか、民間団体等と連携したボランティアによる海岸漂着物等の回収の推進や、海岸漂着物等の問題に対する知識の普及等に取り組めます。

第７節 不法投棄等防止対策の推進

産業廃棄物の不法投棄等防止対策として、県境不法投棄事案等を教訓として、県民、事業者、

^{*15} ＰＣＢ（ポリ塩化ビフェニル）…昭和４年に初めて工業製品化されて以来、その安全性、耐熱性、絶縁性を利用して電気絶縁油、感圧紙等、様々な用途に用いられてきましたが、環境中で分解されにくい上に、生物に蓄積しやすくかつ慢性毒性がある物質であることが明らかになり、昭和４９年に製造及び輸入が原則禁止されました。しかし、ＰＣＢ廃棄物については、処理施設の整備が進まなかったことなどから事業者が長期間保管し続けてきており、平成１３年にＰＣＢ廃棄物処理特別措置法が制定され、処理体制の整備を図った上で平成２８年７月までに処分を終えることとされました。その後、平成２４年１２月にＰＣＢ特別措置法施行令の一部改正があり、処分期限は令和９年３月３１日まで延長されました。

市町村や関係機関等と連携・協力しながら、未然防止と早期発見・早期解決に向けた各種の取組を実施します。

項目	事業
1 未然防止に向けた取組	○排出事業者を対象とした廃棄物処理法に関する説明会の開催やラジオ広報、県民・事業者・民間団体・行政などが協働して行う不法投棄防止撤去推進キャンペーンへの補助等を行い、県民及び事業者の意識啓発を図ります。 ○建設系廃棄物の適正処理を進めるため、建設系廃棄物を産業廃棄物処分業者に引き渡したことの報告を求める建設資材廃棄物の引渡完了報告制度の運用を徹底します。 ○青森県建設系廃棄物適正処理推進行動指針に基づいた各種取組を進め、不法投棄撲滅に向けた機運の醸成を図ります。
2 早期発見に向けた取組	○職員による平日及び休日のパトロールを行うほか、警察や国土交通省と連携した廃棄物積載車両の調査、県が保有するドローン及び警察や海上保安庁と連携したヘリコプターによる上空からの監視、不法投棄の多発地域への監視カメラの設置などを行います。 ○市町村に不法投棄監視員を配置して、地域に密着したきめ細やかな監視の実施に取り組めます。 ○市町村においても、それぞれの地域における散乱ごみや不法投棄の防止対策を実施します。
3 早期解決に向けた取組	○不法投棄の発生を覚知した場合は、速やかに現地調査を行うとともに、土地所有者等からの聴取りなど必要な調査を実施して原因者を特定し、撤去を指導するなど、早期解決に向けた対応を行います。 ○大規模な不法投棄事案などの生活環境へ著しい影響を及ぼすおそれがある不法投棄事案については、国の支援制度等を活用しながら計画的な取組を進めます。

第8節 災害廃棄物処理対策

- 非常災害時の災害廃棄物の処理は、原則として市町村が主体となりますが、県では別途定める「青森県災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物の広域処理の調整や、市町村が行う災害廃棄物対策に対して技術的な援助を行います。
- 非常災害時における廃棄物の適正処理を確保するため、関係団体と災害廃棄物の処理に関する協定を締結し、広域的な支援体制を構築しています。
- また、大規模災害にに応じて、県域を越えた広域的な処理が必要となる場合に備えて、「災害廃棄物対策東北ブロック協議会」の各構成県や、ブロック構成県以外の自治体と処理体制（廃棄物処理施設、資機材の状況等）について相互に情報共有し、連携を強化します。
- 市町村における災害廃棄物処理計画策定や改定の支援、災害廃棄物処理に係る研修や訓練の実施による災害廃棄物処理の核となる人材の育成を進め、各市町村における災害廃棄物処理体制の整備・拡充に努めます。
- 市町村においては、平時から災害廃棄物の処理体制の整備に努め、万一の災害時に円滑な処理を行います。

第9節 環境教育・環境学習の推進

- 地域の環境保全活動や環境教育の拡充を図るため、環境団体、事業者、大学・高等専門学校などの多様な主体とのネットワークづくりを促進します。
- 子どもに対する環境教育の機会の提供として、引き続き、地域の「環境教育専門員」とNPO法人による環境出前講座を、適宜改善を加えながら実施するとともに、環境教育の担い手となる人材の育成などに取り組めます。
- さらに、大学と連携し、大学によるNPOや事業者等と協働した環境教育等の仕組みづくりに

向けた取組を行います。

第10節 個別のリサイクル法による取組

循環型社会形成推進基本法が平成12年6月に制定されて以降、「資源有効利用促進法」や個別リサイクル法である「容器包装リサイクル法」「家電リサイクル法」「食品リサイクル法」「建設リサイクル法」「自動車リサイクル法」「小型家電リサイクル法」が制定され、循環型社会形成に向けての法体系が整備されています。

本県においても、循環型社会の形成を推進するため、これらの法律に基づく必要な取組を進めていきます。

第6章 循環型社会の形成に向けた各主体の役割

本計画を着実に実行するためには、各主体がそれぞれの役割を認識し、主体的に取り組むとともに相互に連携・協力し合いながら取組を進めていく必要があります。

区分	役 割
1 県の役割	○県は、一般廃棄物について、広域的な観点から排出抑制、再使用、再生利用及び適正処理を推進します。産業廃棄物については、適正処理が確保されるよう事業者に対して必要な指導監督等を行います。また、災害発生時に災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、災害廃棄物処理施策を推進します。 ○各施策の推進に当たっては、県は全県的・広域的な取組のコーディネーターとして、庁内の各部局と情報共有を図るなどして、県民、事業者、市町村と連携・協働しながら循環型社会づくりを進めます。
2 市町村の役割	○一般廃棄物の処理主体である市町村（一部事務組合を含む）は、地域の特性に応じた「一般廃棄物処理計画」を策定し、ごみの分別収集計画や廃棄物処理施設を整備し、その区域内における一般廃棄物の3R+及び適正処理を推進するとともに、循環型社会の形成に向けた行動に率先して取り組む役割を担います。 ○また、市町村は、住民や地域の民間団体、事業者などと協力して、地域の特性に応じた循環型社会の形成に向けて、施策を総合的かつ計画的に進めます。
3 県民の役割	○県民は日常生活において一般廃棄物の排出者であるとともに、循環型社会づくりの担い手であり、循環型社会の形成に関する県や市町村の施策に協力するとともに、自らも取り組んでいきます。 ○具体的には、自らが廃棄物の排出者であることを自覚して、商品を購入する場合には、簡易包装製品や持続可能な資源を活用した製品など環境に配慮した製品の選択に努め、使用に当たっては、長期間使用することや、繰り返し使える製品の選択など、できるだけ廃棄物を発生させない生活に努めます。特に食品については、適量の購入や食べ残しの削減等による食品ロスの削減に努めます。また、廃棄物の排出に当たっては、市町村が行う分別収集に協力するとともに、家電リサイクル法等の関係法令に基づく措置に協力するなど、3R+の推進に向けた施策に協力します。
4 事業者・NPOの役割	○事業者やNPO等の民間団体は、日常生活において一般廃棄物の排出者であるとともに、循環型社会づくりの担い手であり、循環型社会の形成に関する県や市町村の施策に協力するとともに、自らも取り組んでいきます。 ○事業者は、原材料の選択や輸送工程等の工夫、取引慣行の改善等により、製造から流通、販売に至るサプライチェーン全体において排出される廃棄物の排出抑制に努めます。 ○製品の製造等に当たっては、製品の長寿命化や省資源化、再生利用が容易な設計の商品等の製造等に努め、これらが廃棄物となったものについては、極力自主的に引き取り、循環的な利用の推進に努めます。また、消費者による環境に配慮した商品の選択を促すため、必要な情報の提供に努めます。廃棄物として排出するものについては、自らの責任において適正に処理します。 ○循環産業の主な担い手である廃棄物処理業者は、環境負荷の低減のため、生活環境の保全を確保しつつ廃棄物の適正な処理を行います。 ○NPO等の民間団体は、行政とは異なる視点からの提言や、フードドライブなど食品ロス削減を推進する取組、資源回収やフリーマーケットの実施、環境教育・環境学習、環境出前講座による情報発信や普及啓発など、特性を生かした循環型社会形成に資する活動を推進していきます。

第7章 ごみ処理の広域化、処理施設の集約化に向けた方針

本章は、本県における持続可能な廃棄物の適正処理の確保に向け、「ごみ処理長期広域化・集約化計画」として、県内市町村等によるごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化に係る方針を示すものです。

県では、広域的なごみ処理を計画的に推進し、生活環境の保全、資源ごみの有効活用、市町村財政の負担軽減等を図るため、平成10年4月に「青森県ごみ処理広域化計画」を策定しました。同計画では、地理的背景及び生活圈、経済圏等を考慮して6つの広域ブロックを設定して、ブロックごとに広域的なごみ処理体制を確立していくこととし、県は、市町村の施設整備については同計画に基づき必要な指導、助言を行ってきたところです。

第4次計画は、平成31年3月の都道府県向け国通知を受けて、新しい「ごみ処理広域化・集約化計画」として位置付けられました。さらに、令和6年3月の国通知では、管内市町村と連携して、持続可能な適正処理の確保に向けた長期的な広域化・集約化に係る計画を策定し、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進するよう求められていることから、本計画を新たに「ごみ処理長期広域化・集約化計画」として位置付けることとしました。

計画期間は令和8年度から令和32年度（2050年度）までとし、循環型社会形成推進計画に併せて概ね5年ごとに現状を踏まえた見直し検討を行い、必要に応じて改定します。

第1節 ごみ処理長期広域化・集約化の目的

現在、本県では、これまでの3R推進に向けた取組により1人1日当たりのごみ排出量等が着実に減少しているほか、人口減少や少子高齢化の進行により、将来にわたり、ごみ排出量のさらなる減少が見込まれています。

一方で、市町村の財政状況の悪化や、老朽化した廃棄物処理施設の増加、廃棄物処理に係る担い手の不足、地域における廃棄物処理の非効率化等が懸念されており、改めて、持続可能な適正処理を確保できる体制の構築を進めていく必要があります。

このため、廃棄物処理の広域化・集約化を推進し、施設整備・維持管理の効率化や施設の長寿命化・延命化のほか、施設整備や維持管理の実施主体の財政的基盤の強化を図るとともに、民間活力の活用や施設間の連携等により廃棄物処理経費を効率化するなど、社会経済的な観点も含めて廃棄物処理事業を効率的なものとしていきます。あわせて、県や市町村等の連携等により、廃棄物処理に係る人材の確保や技術の継承を図ります。

また、気候変動対策の推進や廃棄物の資源化・バイオマス利活用の推進、災害対策の強化といった観点からも、社会インフラとしての廃棄物処理施設の機能を一層高め、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理システムを構築することが重要となっていることから、廃棄物処理の広域化・集約化を進め、小規模自治体等が単独では設置等することが困難な、地域の特性や循環資源の性状等に応じた高機能・高効率な施設の整備を推進します。

第2節 ごみ処理長期広域化・集約化の方向

1 広域ブロックの考え方

広域ブロックの考え方は、本県における定住自立圏・連携中枢都市圏の考え方を踏まえ、平成10年の「青森県ごみ処理広域化計画」で設定された6広域ブロック（青森市、弘前市、八戸市、五所川原市、十和田市及び三沢市、むつ市を主軸としたもの）を基本とし、その後の一部事務組合の構成市町村の変更などを踏まえ、次のとおりとしています。

表7-1 現在の広域ブロックと構成市町村(令和7年4月1日現在)

ブロック名(面積)	一部事務組合・広域連合	構成市町村名
東青広域ブロック (1,478.11 km ²)	青森地域広域事務組合	青森市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町
中弘南黒広域ブロック (1,598.23 km ²)	弘前地区環境整備事務組合	弘前市、平川市、西目屋村、藤崎町、大鰐町、板柳町
	黒石地区清掃施設組合	黒石市、田舎館村
西北五広域ブロック (1,752.51 km ²)	つがる西北五広域連合	五所川原市、つがる市、鶴田町、中泊町
	西海岸衛生処理組合	鰹ヶ沢町、深浦町
下北広域ブロック (1,416.12 km ²)	下北地域広域行政事務組合	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村
上十三広域ブロック (2,453.8 km ²)	北部上北広域事務組合	野辺地町、横浜町、六ヶ所村
	中部上北広域事業組合	七戸町、東北町
	十和田地域広域事務組合	十和田市、六戸町、おいらせ町、五戸町、新郷村
		三沢市
三八広域ブロック (946.45 km ²)	八戸地域広域市町村圏事務組合	八戸市、階上町
	三戸地区環境整備事務組合	三戸町、田子町、南部町

※ 面積は令和6年10月現在。人口及びごみ排出量は表7-2参照。

※ 一つの市町村が複数の組合にまたがっている場合は、市町村役場がある場所で記した。

2 ごみ処理広域化・集約化に向けた各主体の役割

区分	役割
(1) 県の役割	○長期広域化・集約化計画の策定(現時点での広域化状況の評価、人口及びごみ排出量等の将来予測と、必要に応じた広域化ブロック区割りの設定見直し) ○関係機関の情報共有・意見交換の場の設定、市町村等間の調整・進捗状況の把握 ○広域化・集約化を進めるための技術的助言及び循環型社会形成推進交付金申請への対応
(2) 市町村、一部事務組合(広域連合含む)の役割	○長期広域化・集約化計画を踏まえた検討 ○個別の広域化計画の策定と実行 ○必要に応じた既存計画の見直しの検討 ○各関係者の意見を十分に尊重した上での関係機関との積極的な協議及び情報提供

3 広域ブロックごとのごみ排出量の将来予測

各広域ブロックの区域内における将来的なごみ処理体制の検討に当たって必要な、それぞれの広域ブロックにおけるごみ排出量について、以下のとおり予測しました。

なお、本節では見込み量が過小となりすぎることを避けるため、1人1日当たりごみ排出量が現状のまま推移するものとして予測しています。

(1) 将来予測の方法

① 排出量

本節においては、各市町村の1人1日当たりごみ排出量が現状のまま推移するものとして、当該市町村における令和5年度の1人1日当たりごみ排出量の値を、今後の各年度におけるごみ原単位としました。

将来のごみ排出量は、上記のごみ原単位を当該年度における将来推計人口及び日数に乗じて推計しました。

② 各区分のごみの排出量

令和5年度における各市町村等の処理方法や住民の分別状況が今後も変わらず、各市町村のごみ排出量に占める可燃ごみ等の各区分の割合に変化がないものとして、各市町村の当該年度のごみ排出量の予測値に、当該市町村における令和5年度のごみ区分ごとの割合を乗じて推計しました。なお、集団回収を除く各区分の排出量は、生活系ごみと事業系ごみの数値を合算しています。

(2) 将来予測結果

県全体でのごみ排出量は人口減少の影響により、令和17(2035)年度には現状(令和5年度、以下同じ。)より約17.6%減少して35万2,471tに、令和32(2050)年度には約37.7%減少して26万6,435tになると予測されます。(表7-2参照)

表7-2 広域ブロックごとのごみ排出量等の将来予測

	令和5年度(現状)			令和17年(2035)度(予測)			令和32年(2050)度(予測)		
		日量	処理能力		日量	所要能力		日量	所要能力
総人口 (人)	1,209,237	—	—	995,771	—	—	754,751	—	—
東青	288,161	—	—	239,809	—	—	182,270	—	—
中弘南黒	267,457	—	—	220,999	—	—	168,310	—	—
西北五	117,652	—	—	87,268	—	—	58,906	—	—
下北	66,877	—	—	51,641	—	—	36,889	—	—
上十三	207,027	—	—	173,353	—	—	134,487	—	—
三八	262,063	—	—	222,701	—	—	173,889	—	—
ごみ排出量 (t)	427,952	—	—	352,471	—	—	266,435	—	—
東青	107,548	—	—	89,033	—	—	67,146	—	—
中弘南黒	96,064	—	—	79,650	—	—	60,714	—	—
西北五	38,974	—	—	28,975	—	—	19,551	—	—
下北	25,324	—	—	19,562	—	—	13,943	—	—
上十三	71,799	—	—	60,224	—	—	46,574	—	—
三八	88,243	—	—	75,027	—	—	58,508	—	—
可燃ごみ (t)	347,228	948.7	1,903	286,435	782.6	1,065.6	216,897	594.2	806.9
東青	83,770	228.9	313	69,407	189.6	258.2	52,386	143.5	194.9
中弘南黒	78,700	215.0	486	65,343	178.5	243.1	49,883	136.7	185.6
西北五	30,382	83.0	194	22,599	61.7	84.1	15,259	41.8	56.8
下北	21,248	58.1	86	16,415	44.8	61.1	11,701	32.1	43.5
上十三	59,724	163.2	314	50,244	137.3	186.9	38,969	106.8	145.0
三八	73,404	200.6	510	62,428	170.6	232.2	48,699	133.4	181.2
不燃ごみ (t)	26,353	72.0	—	21,583	59.0	80.3	16,197	44.4	60.3
東青	10,052	27.5	—	8,322	22.7	31.0	6,275	17.2	23.3
中弘南黒	4,051	11.1	—	3,300	9.0	12.3	2,463	6.7	9.2
西北五	2,432	6.6	—	1,795	4.9	6.7	1,202	3.3	4.5

	下北	1,048	2.9	—	806	2.2	3.0	572	1.6	2.1
	上十三	2,856	7.8	—	2,309	6.3	8.6	1,724	4.7	6.4
	三八	5,914	16.2	—	5,051	13.8	18.8	3962	10.9	14.7
資源ごみ (t)		34,835	95.2	—	28,474	77.8	105.9	21,346	58.5	79.4
	東青	8,174	22.3	—	6,675	18.2	24.8	4,969	13.6	18.5
	中弘南黒	7,069	19.3	—	5,846	16.0	21.7	4,442	12.2	16.5
	西北五	5,556	15.2	—	4,162	11.4	15.5	2,833	7.8	10.5
	下北	1,110	3.0	—	842	2.3	3.1	590	1.6	2.2
	上十三	5,503	15.0	—	4,606	12.6	17.1	3,548	9.7	13.2
	三八	7,423	20.3	—	6,343	17.3	23.6	4965	13.6	18.5
粗大ごみ (t)		11,946	32.6	—	9,694	26.5	36.1	7,227	19.8	26.9
	東青	1,979	5.4	—	1,617	4.4	6.0	1,205	3.3	4.5
	中弘南黒	4,647	12.7	—	3,830	10.5	14.2	2,909	8.0	10.8
	西北五	503	1.4	—	345	0.9	1.3	209	0.6	0.8
	下北	944	2.6	—	730	2.0	2.7	521	1.4	1.9
	上十三	2,905	7.9	—	2,398	6.6	8.9	1,822	5.0	6.8
	三八	968	2.6	—	774	2.1	2.9	561	1.5	2.1
その他 (t)		261	0.7	—	210	0.6	0.8	156	0.4	0.6
	東青	0	0.0	—	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
	中弘南黒	0	0.0	—	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
	西北五	0	0.0	—	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
	下北	196	0.5	—	154	0.4	0.6	112	0.3	0.4
	上十三	0	0.0	—	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
	三八	65	0.2	—	56	0.2	0.2	44	0.1	0.2
集団回収 (t)		7,329	—	—	6,074	—	—	4,612	—	—
	東青	3,573	—	—	3,012	—	—	2,309	—	—
	中弘南黒	1,597	—	—	1,331	—	—	1,017	—	—
	西北五	101	—	—	73	—	—	49	—	—
	下北	778	—	—	615	—	—	447	—	—
	上十三	811	—	—	667	—	—	510	—	—
	三八	469	—	—	376	—	—	278	—	—

※ 上表中「0」は発生がないもの、「0.0」は1トン以下の発生量であるものを示す。

※ 日量は、将来的な処理施設の所要能力を算出するため、ごみ排出量を当該年度の日数（365日、令和5年度と17年度は366日）で除して算出したものである。

※ 所要能力は各年度の各ごみ区分の予測日量を処理するために、最低限必要な1日当たり処理能力として仮に算出したものであり、し尿処理から生ずるし渣等や災害廃棄物の処理量は考慮していない。なお、実稼働日数は280日、調整稼働率は0.96とした。

（算出式：所要能力＝日量／280×365（令和5年度と17年度は366日）／0.96）

4 各ブロックにおける施設整備の考え方

○各区域内の市町村等が施設整備の検討を進めるに当たっては、前記のごみ排出量に係る将来予測の結果を踏まえ、生活系・事業系を含めて、廃棄物の資源化、エネルギー回収・利活用を最大限に進めつつ、収集運搬を含めた廃棄物処理全体を安定的かつ効率的に行う観点から、新設や既存施設の大規模改良等の手法も含めて検討します。

○広域ブロック内の施設の処理能力については、各施設の稼働状況やごみ排出量の将来予測等に
応じて適正なものとなるように検討します。

また、施設の大規模化が難しい地域でも、メタンガス化や燃料化といった廃棄物系バイオマ
ス利活用など、地域の特性に応じた効果的なエネルギー回収技術などの取組促進について検討
します。

○広域ブロック内の施設の設置数等については、施設規模に係る検討結果に加え、収集運搬から
処理に至るまでの全体的な効率化という観点や、大規模災害発生時における廃棄物処理能力の
維持、確保という観点も取り入れて検討します。

○施設の設置場所については、既存施設の立地場所を基本として、収集範囲の拡大による収集運
搬経費の増加や作業の非効率化等も勘案し、必要に応じて中継施設を設置することについても
検討します。なお、中継施設の設置に当たっては、集約により廃止する既存の処理施設等を活
用することなどについて検討します。

○具体の施設整備のあり方については、上記の考え方及び、次に示す広域ブロックごとの方針を
踏まえ、当該ブロック内の市町村及び一部事務組合による協議・検討により決定することとし
ます。

5 各広域ブロックにおけるごみ処理長期広域化・集約化に向けた方針

ブロック名	区域内のごみ排出量予測	方針
(1) 東青広域ブロッ ク	○現状から令和 17 年度までに 17.2%、 令和 32 年度まででは 37.6%減少す ると予測されます。 ○また、ごみ排出量のうち、割合が最も 大きい可燃ごみについては、現在、区 域内に所在する 2 つの処理施設の処 理能力の合計が 313 t / 日であると ころ、単純計算で令和 17 年度には 258.2 t / 日、令和 32 年度には 194.9 t / 日の処理能力で（青森市に所在 する施設だけでも）処理が可能とな ると予測されます。（表 7 - 2 及び資 料編 P27 資表 4 - 1 参照）	○区域内に所在する 2 つの処理施設の 経年が比較的浅いこと、令和 17 年度 段階でも、一定の処理能力の余裕を 考慮すれば現状の処理能力も過剰で はないと考えられること等から、今 後、一定期間、現在の処理体制を維持 することとしますが、処理施設の更 新時期を見据えて、施設整備や運営 主体のあり方まで含めた、区域内の 市町村等による検討の機会を設ける こととします。 ○なお、平成 10 年の広域化計画では青 森市の施設への集約化を計画してい ましたが、区域内の道路事情等や大 規模災害時の処理能力確保等の観点 も加えて検討することとします。
(2) 中弘南黒広域 ブロック	○現状から令和 17 年度までに 17.1 %、令和 32 年度まででは 36.8%減 少すると予測されます。 ○また、ごみ排出量のうち、割合が最 も大きい可燃ごみについては、現 在、区域内に所在する 3 つの処理施 設の処理能力の合計が 486 t / 日 であるところ、単純計算で令和 17 年度には 243.1 t / 日、令和 32 年度 には 185.6 t / 日の処理能力で処理が 可能となると予測されます。（表 7 - 2 及び資料編 P27 資表 4 - 2 参 照）	○弘前地区の南部清掃工場及び黒石 地区の施設の老朽化が進行しており、 南部清掃工場の延命化工事が完了 する令和 8 年 4 月から、弘前地区 環境整備事務組合と黒石地区清掃 施設事務組合のごみ処理広域化が 達成される見込みであり、また、黒 石地区の施設の廃止が決定してい ます。 ○このため、県としては、両組合によ る統合の効果について注視してい きます。

(3) 西北五広域ブロック	○現状から令和 17 年度までに 25.7 %、令和 32 年度まででは 49.8%減少すると予測され、各広域ブロックの中で最も減少割合が大きくなっており、特に西海岸地区では令和 17 年度までに 32.6%、令和 32 年度まででは 60.2%の減少が予測されます。 ○また、ごみ排出量のうち、割合が最も大きい可燃ごみについては、現在、区域内に所在する 2 つの処理施設の処理能力の合計が 194 t / 日であるところ、単純計算で令和 17 年度には 84.1 t / 日、令和 32 年度には 56.8 t / 日の処理能力で処理が可能となると予測されます。(表 7 - 2 及び資料編 P 28 資表 4 - 5 参照)	○区域内に所在する 2 つの処理施設のうち、西海岸衛生処理組合の施設は令和 6 年度に基幹改良工事が終了し、つがる西北五広域連合の施設は令和 18 年度の稼働を目途として、建替えを含む検討がされています。その際、両団体の施設の統合を行うか、他広域ブロックの施設とのさらなる統合を目指すか、令和 8 年度中までに検討を進めるとしています。 ○このため、両団体による施設統合に向けた検討等を注視しつつ、必要に応じて助言等を行うことで、両団体の統合と施設の集約化を支援します。
(4) 下北広域ブロック	○現状から令和 17 年度までに 22.8 %、令和 32 年度まででは 44.9%減少すると予測されます。 ○また、ごみ排出量のうち割合が最も大きい可燃ごみについては、現在、区域の処理施設の処理能力が 86 t / 日であるところ、単純計算で令和 17 年度には 60.9 t / 日、令和 32 年度には 43.5 t / 日の処理能力で処理が可能となると予測されます。(表 7 - 2 及び資料編 P 28 資表 4 - 3 参照)	○既に広域化計画に基づくごみ処理広域化が達成され、今後も維持される見込みであり、新しいごみ処理施設も令和 6 年度に供用開始しました。 ○半島地域の特殊性や大規模災害時の処理能力確保等の観点も含めると、現状維持が望ましく、さらなる広域化の必要性は高くないと考えます。
(5) 上十三広域ブロック	○現状から令和 17 年度までに 16.1 %、令和 32 年度まででは 35.1%減少すると予測されます。 ○また、ごみ排出量のうち、割合が最も大きい可燃ごみについては、現在、区域内に所在する 4 つの処理施設の処理能力の合計が 314 t / 日であるところ、単純計算で令和 17 年度には 186.9 t / 日、令和 32 年度には 145.0 t / 日の処理能力で処理が可能となると予測されます。(表 7 - 2 及び資料編 P 29 資表 4 - 5 参照)	○区域内に所在する 4 つの処理施設のうち、三沢市の施設は令和 5 年度に稼働が開始しています。それ以外の施設も、経年を考慮すると、今後順次改修や更新が必要となるという状況です。 ○このため、各地区における改修や更新等の時期をとらえて、近隣地区の市町村等を加えながら、施設整備や運営主体のあり方まで含めた検討を順次開始することとします。
(6) 三八広域ブロック	○現状から令和 17 年度までに 15.0 %、令和 32 年度まででは 33.7%減少すると予測されます。 ○また、ごみ排出量のうち、割合が最も大きい可燃ごみについては、現	○八戸地区の 2 つの清掃工場及び三戸地区の施設の老朽化が進行しており、令和 19 年度を目途として、八戸地域広域市町村圏事務組合と三戸地区環境整備事務組合におけ

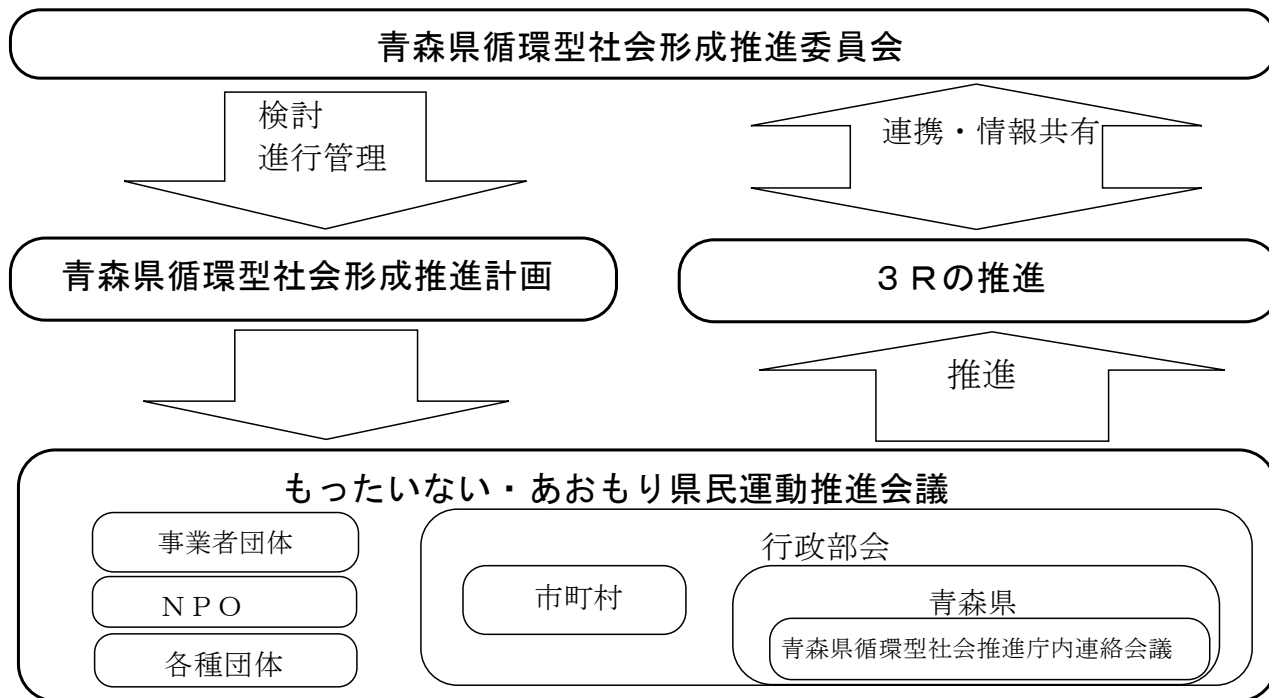
	在、区域内に所在する 3 つの処理施設の処理能力の合計が 510 t / 日であるところ、単純計算で令和 17 年度には 232.2 t / 日、令和 32 年度には 145.0 t / 日の処理能力で処理が可能となると予測されます。（表 7 - 2 及び資料編 P 29 資表 4 - 6 参照）	るごみ処理の広域化・集約化に向けた協議・検討が行われています。 ○県としても、両組合による検討等を注視しつつ、必要に応じて助言等を行うことで、ごみ処理の広域化・集約化を支援します。
--	--	--

第8章 計画の推進

第1節 推進体制

3R推進を目的に組織している「もったいない・あおもり県民運動推進会議」との連携を図るとともに、庁内関係各課で組織する「青森県循環型社会推進庁内連絡会議」等により各部局の施策の調整を図り、連携・協力しながら計画的に取組を推進します。

図8-1 循環型社会形成に向けた推進体制



第2節 進行管理

一般廃棄物については国実態調査により、産業廃棄物については産業廃棄物処理実績報告などにより、毎年度の排出量や処分量等の把握に努め、目標の達成状況や各種施策の取組状況について点検するなど、計画を推進するための適切な対応をします。

あわせて、食品ロスの削減の推進に関する取組や施策の実施状況について進捗の確認を行うとともに、必要に応じて施策の見直しを行います。

これらの状況については、「青森県環境白書」や県のホームページなどにより、適宜公表することとします。

また、青森県循環型社会形成推進委員会において、県における施策の取組状況や、本県のごみ処理の課題等について検討します。

青森県環境エネルギー一部資源循環推進課

〒030-8570 青森市長島一丁目1-1

TEL 017-734-9249（直通）FAX 017-734-8081

E-mail shigen@pref.aomori.lg.jp

ホームページアドレス

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/shigen/junkan_3R.html